

令和5年度第2回袖ヶ浦市男女共同参画会議

1 開催日時 令和5年11月30日 午前10時開会

2 開催場所 市役所北庁舎3階小会議室

3 出席委員

会長	西宮 幸江	委員	宮前 幸司
副会長	田中 雪夫	委員	長谷川 美知子
委員	村越 のり子	委員	小倉 正敬

4 欠席委員

委員	小澤 美晴	委員	小泉 憲治
----	-------	----	-------

5 出席職員

企画政策部長	小島 悟
市民協働推進課長	泉水 雄一郎
市民協働推進課副課長	高品 誠

6 傍聴定員と傍聴人数

傍聴定員	5人
傍聴人数	0人

7 議題等

●会長あいさつ

●議題

(1) 第5次袖ヶ浦市男女共同参画計画（案）について

●その他

袖ヶ浦市パートナーシップ・ファミリーシップ届出制度（案）の概要について

8 議事等

議題の審議については、別紙のとおり。

議題（1）第5次袖ヶ浦市男女共同参画計画（案）について

※説明：事務局

(西宮会長) 事務局の説明に対して、何か質問等はあるか。

(小倉委員) 8ページの計画の期間だが、市の総合計画は、令和13年度までの12年間の計画になっており長すぎるため、それを基本計画ということで6年ずつ2つに分けて、さらに実施計画として半分ずつに分け4期までということで、社会の流れに対応できるような形となっていることによいか。

(事務局) 総合計画ですが、まず市が目指す将来の姿を抽象的に記載しているものとして基本構想があります。それに対して個別分野ごとに、例えば、男女共同参画でこういう方向性を目指したい、農業であればこういう方向を目指したい、福祉、高齢者はこういった方向性を目指したいというものを落とし込んだものが基本計画になります。基本構想、基本計画、実施計画と下がることに具体的なものとなり、実際の事業は実施計画に位置付けられます。位置付ける取組の変更や新たに追加する取組があれば、男女共同参画計画についても併せて修正するものであり、大きな流れとして、国や県で計画が変更となる場合や、LGBT理解増進法のように関連する法律が新たに制定された場合は、この計画の見直しを行うことを考えております。

(小倉委員) 33ページの施策の方向に、SDGsの17のアイコンのうち、関連性のあるアイコンを割り振っているが、5番目の目標のジェンダー平等を実現しようというアイコンが9回と突出して多い。ジェンダー平等を実現しようというのが今の世の中のニーズと感じるが、極端に前面に出して問題ないのか、ニーズはどうなのか。5番目を重視しているのは必要不可欠ということか。

(事務局) そのとおりです。先ほどご説明した8ページのSDGsの関係ですが、SDGsの1から17までのアイコンのうち、例えば1のアイコンは貧困をなくそうというもの、アイコン6は清潔なトイレを世界中にというように、アイコン全てが男女共同参画計画の中に関連するものではありません。本計画に最も合致するアイコンが、このジェンダー平等を達成し全ての女性及び女児のエンパワーメントを行うというものであり、男女共同参画社会に親和性が高いものとなっております。

(小倉委員) 48ページに、人権擁護委員等による相談所の開設という取組があるが、男女共同参画に関する相談のニーズというのは、市民の中から出ているか。

(事務局) 相談のなかでは伺っていないところです。

(村越委員) 県の女性ホットラインのなかで、女性同士で家庭を築いていた方から相談を受けたことがある。

(小倉委員) 女性同士や男性同士で家庭を築きたいと思っている人がいる以上は、私達もそういう環境を受け入れて、広い視野に立っていかねばならないと感じる。

(西宮会長) 計画案は明確にポイントを絞ってあり、見やすくて読みやすく、市民協働推

進課の取組がすごく多くなっている印象がある。男女共同参画に関する取組に関しても、これまで公民館で教育委員会関係のセミナーをやるときに一緒に取り組んでもらうにしても、公民館では社会教育推進員とともに事業を決めているとのことで、一緒に取り組むことが非常に難しかった。それが少し関連のある取組ということで、公民館の講座に男女共同参画の内容を取り入れてもらえるようになり、よかったですと感じる。

- (小倉委員) 今年度の平川公民館まつりに男女共同参画展示コーナーを設けてもらい、感謝する。計画案についても、各課の内容が簡素化され、男女共同参画の基本理念に、一人ひとりのことだと修正を行っており、今の時代に合った内容になっていると感じる。
- (西宮会長) 私の方でも、取組を始めて最初は男女共同参画という言葉も何かの取組に取り入れるということであったが、約30年経過し、今まで男性でやっていたものに女性が入り、取り組めることはすごいものがある。計画しても、意識改革というのは一朝一夕にはいかない。市民協働推進課やこれまで業務に携わった方達の一歩一歩の積み重ねだと思う。
- (村越委員) 育児休暇についてだが、親戚の女性社員からは、育児休暇の取得に抵抗はなく、給料にも影響はないとのことである。市職員の育児休暇だが、指標の実績値では、男性職員の育児休暇取得率が50%となっている。男女共同参画や人権、子育てにしても、ともに育てるという言葉を出し、アンケートをとることが意識啓発に繋がっていくのではないか。育児では産後3ヶ月ほどが大変なので、できるだけ男性職員はその期間に休暇を取得いただきたい。
- (西宮会長) 俺達、私達ということではなく、今までの中身を踏まえた上で、女性の意見を聞いてくれませんかということで、当初取り組んできた。今では、女性の災害ボランティアがいる状況でもあり、取組が進んでいます。今回の計画では、基本理念に女性ではなく一人ひとりという考えが前面に出されており、一歩進んだ考え方であり、真剣に対応されたと感じる。
- (長谷川委員) 37ページに(仮称)こども家庭センターの運営とあるが、これは子育て世代総合サポートセンターとは別のものか。それともその取組が拡充されるようなイメージか。
- (事務局) 子育て世代総合サポートセンターの取組が拡充されるようなイメージです。現在、具体的な内容を詰めているところです。
- (長谷川委員) 子育て世代総合サポートセンターには、母親が子どもを連れてきており、男性を見たことがないので、育児休暇を取得した男性も来やすいようにしていただきたい。
- (宮前委員) 市男性職員の育児休暇取得率の目標を100%としている成果指標があるが、育児休暇を取得しないといけない状況になるということか。育児休暇の取得は夫婦間の事情もあるのではないか。取得が100%となる環境を作り出そうという理解でよいのか。

- (事務局) 希望する職員が全員取得できるようにするものです。
- (宮前委員) 指標の目標値だが、13年度までに達成する目標値も未達成となる目標値もあるだろうが、この数値に設定した理由は何か。
- (事務局) これまでの経年を踏まえ目標値を定めたものになります。先ほど計画の見直し等について説明したところですが、時代の流れのみでなく、取組の変更があった場合に見直しを行うことを考えており、実際の成果を見た際に、例えば、ワーカーライフバランスという言葉を知っている人の割合が目標値を達成していた場合、目標値の上方修正をするなどという形で対応したいと考えております。この指標の目標値は13年度のときに、これまでの数値目標を目指そうということで設定しているのですが、修正される場合があるということをご承知おきください。
- (小倉委員) 新聞記事で、大分県の臼杵市で行った男女共同参画に関する意識調査において、学生から「内助」という文言と「器量よし」という文言についての意見が出され、市がそれらの文言を削除したというものがあったので紹介する。
- (西宮会長) 言葉の捉え方によっても違うが、市民協働推進課の方はどう考えるか。
- (事務局) 受け取る方によって捉え方が違うため、言葉の扱いは難しいと考えます。
- (村越委員) 人権相談ではDV被害に関する相談を受けたことがないが、DV被害に関して警察等から市役所にも連絡があるのか。
- (事務局) 市役所にもDVを担当する部署がありますので、警察と連携し、情報共有しながら対応しています。
- (事務局) 計画案について皆様から様々なご意見をいただきました。今後議会にも説明した後に、12月下旬からパブリックコメントとして、この計画案を公開し、1ヶ月間意見を受け付ける形となっておりますので、ご承知おきください。パブリックコメントでの意見等につきましては、次回の会議で改めてお示しをさせていただきます。

その他　袖ヶ浦市パートナーシップ・ファミリーシップ届出制度（案）の概要について

※説明：事務局

- (西宮会長) 事務局の説明に対して、何か質問等はあるか。
- (宮前委員) この制度は、法的な効果は生じないということであるが、女性同士男性同士の結婚とは違うのか。事実婚や同性婚の本人達にとってどういったメリットがあるのか。
- (事務局) 行政が提供できるサービスについては、概ねどの自治体でも近いものとなっています。あとは、利用できるサービスが民間事業者でどれだけ拡大していくのかというところになりますが、例えば生命保険では、保険金等も受取人指定ができる例があり、市からは、こういったサービスを提供している民

間事業者を紹介するサービスを利用することを考えています。なお、当事者の方々からこの制度を創設してほしいというお話があつたわけではなく、そういう方々がより暮らしやすいよう制度を整えるというものです。

(小倉委員) 対応するSDGsは、11のアイコンと17のアイコンが該当し、特に、17のアイコンが該当するのか。

(事務局) そのとおりです。

(小倉委員) 多様性が変化してきていることから、制度を創設するという前向きな対応をいただいていると感じる。制度を導入している木更津市の状況はどうか。

(事務局) 5件の申請があつたと伺っています。

(田中委員) 制度の導入はいつ頃か。

(事務局) 来年4月を予定しています。皆様方には今年度中に改めてお話しをさせていただきたいと考えております。

(村越委員) 途中でパートナーシップを解消ということはあるのでしょうか。

(事務局) 実際のところ、パートナーの解消も想定はしておりますので、実際にこの制度を作るときには、提出書類や、解消に関することも市でガイドライン的なものを定めます。市原市でも解消についての規定を定めています。

(長谷川委員) 住民に優しくする制度と思うが、これを悪用するケースはないのか。

(事務局) この制度自体がある程度当事者の方々が暮らしやすくするということで、性善説的な立場に立って創設するものです。市から補助金等が支出される場合などはサービスに加えることは難しいため代理申請等にとどまっているところであり、具体的な制度の悪用については想定できないところです。

(西宮会長) 委員の皆さんから他に何かあるか。又は事務局から何かあるか。

(事務局) 今後の予定等についてご連絡をさせていただきます。

一点目は、本日の会議録を作成した後に皆様に郵送させていただきますので、ご確認をお願いします。調整ができ次第、ホームページで公開いたします。また、3月に次の会議を予定しており、計画案のパブリックコメントの結果の報告や、その計画案の諮問についての検討となります。

(西宮会長) ご協力いただき、ありがとうございました。それでは、進行を事務局にお返しいたします。

(事務局) 委員の皆様には、長時間にわたり慎重なご審議をいただきましてありがとうございました。以上をもちまして、令和5年度第2回男女共同参画会議を閉会いたします。どうもありがとうございました。

閉会 午前11時35分

はっぴープラン

第5次袖ヶ浦市男女共同参画計画（案）

袖ヶ浦市

はじめに

目 次

第1章 計画の概要	2
1 計画策定の趣旨	2
2 計画策定の背景	3
3 計画の性格	7
4 計画の期間	8
第2章 男女共同参画に関する本市の現状と課題	9
1 第4次計画の取組状況	9
(1) 指標の達成状況	9
(2) 事業の取組状況	9
2 第4次計画推進における成果	11
3 男女共同参画に関する本市の社会情勢及び課題	15
(1) 社会情勢	15
(2) 本市における課題	17
第3章 計画の基本的な考え方	25
1 基本理念	25
2 基本目標	26
3 基本目標達成のための施策	27
4 計画の体系	32
5 指標の設定	34
第4章 施策の方向	36
I あらゆる分野で誰もが活躍できる環境づくり	36
(1) ライフステージに応じた仕事と生活の調和の推進	36
(2) 働く場における男女共同参画の推進	43
(3) 政策・方針決定過程における男女共同参画の推進	46
II 健康で安全・安心に暮らせる社会づくり	48
(4) あらゆる暴力の根絶	48
(5) 誰もが安心して暮らせる環境づくり	51
(6) 生涯を通じた男女の健康支援	56
(7) 防災分野における男女共同参画の推進	59

III	男女共同参画社会の実現に向けた基盤づくり	61
(8)	人権の尊重と男女共同参画への意識づくり	61
(9)	男女共同参画の視点に立った教育・学習の充実	64

第5章	計画の推進体制	67
1	府内推進体制の充実	67
2	市民との連携	67
3	国・県等関係機関との連携	67
4	情報提供の充実	67
5	計画の進行管理	67

第1章 計画の概要

1 計画策定の趣旨

国では、平成11年に「男女共同参画社会基本法」が制定され、男女が互いに人権を尊重し責任も分かち合い、性別に関わりなく、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現を21世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野における男女共同参画の実現に向けた取組を始め、令和2年に「第5次男女共同参画基本計画」を策定し、国が目指すべき社会を提示するとともに、施策の総合的かつ計画的な推進を図ることとしております。

また、千葉県では、平成13年に、男女共同参画社会基本法に基づく初めての法定計画である「千葉県男女共同参画計画」を策定し、令和3年には、「第5次男女共同参画計画」を策定し、7つの重点的取組をはじめとした各種施策に取り組んでおります。

本市においては、令和元年度から令和5年度までの5年間を計画期間とする第4次袖ヶ浦市男女共同参画計画（以下「第4次計画」という。）に基づき、「男女がともに認め合い、やさしさでつながり、自分らしい生き方ができる社会を目指して」を基本理念に掲げ、全庁的に施策を展開しながら、男女共同参画社会の実現に向けて取り組んでいます。

「第4次計画」策定後、男女共同参画に関する市民の意識や現状などを総合的に捉えるために実施した市民意識調査の結果等から、男女共同参画への意識は高まっているものの、職場での管理職における女性割合の低さ、男性従業員の育児・介護休暇取得率の低さ及びワーク・ライフ・バランスに対する理想と現実のギャップの大きさなど、依然として課題が多く存在しているものとなっています。

さらに、国において、令和5年6月に、LGBTQ+¹に対する理解の増進を目的とした「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」が成立するとともに、都道府県では、有志知事による多様性への理解促進と誰もが安心して暮らし、活躍できる社会づくりについての共同声明が出されています。各市町村においてもLGBTQ+に関し、パートナーシップ制度の導入が広がりつつあります。

これらを受け、本市における更なる男女共同参画の推進と、女性が活躍できる環境の整備等とともに、すべての人が自分らしく生きることができる社会の実現を進めていくために、第5次袖ヶ浦市男女共同参画計画（以下「第5次計画」という。）を策定するものです。

¹ 性的マイノリティ（性的少数者）を表す総称のひとつ

2 計画策定の背景

(1) 世界の動き

女性差別をなくす世界的な取組の中で、国際連合は、昭和50年を「国際婦人年」と定め、「世界行動計画」を採択しました。そして、昭和51年から昭和60年までの10年間を「国連婦人の10年」と定め、以降、男女差別の解消に向けた取組を展開してきました。

昭和54年に国連総会で「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」(以下「女子差別撤廃条約」という。)が、昭和60年には「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」が採択されました。

その後、平成7年に「第4回世界女性会議（北京会議）」が開催され、国際社会における男女平等に関する国際基準として「北京宣言」と「行動綱領」が採択されました。

そして、平成12年の国連特別総会「女性2000年会議」以降、国連は「北京宣言」及び「行動綱領」に基づく国際社会の取組状況について、検討する会議を開催しています。

また、平成23年に、女性の地位向上を進めてきた4つの機関を統合した「ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国際機関（U N W o m e n）」が発足し、女性のリーダーシップと参画の拡大、女性の経済的エンパワーメント、女性・女児に対する暴力の撤廃などを優先課題領域として重点を置いて取り組んでいます。

さらに、平成27年には、国連持続可能な開発サミットで「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択され、17のゴール（目標）と169のターゲットからなる「Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）」(以下「S D G s」という。)が掲げられました。「S D G s」は、環境・経済・社会に関わる幅広いゴール、ターゲットを設定していますが、17のゴールの中には、「ジェンダー平等を実現しよう」など、本計画に関係が深いゴールが盛り込まれています。

(2) 日本の動き

我が国においては、国連と連動して昭和50年に「婦人問題企画推進本部」を設置し、昭和52年に婦人問題の課題や目標を定めた「国内行動計画」を策定しました。

そして、昭和60年に「女子差別撤廃条約」を批准し、条約の規定に則り、翌年、「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」（以下「男女雇用機会均等法」という。）を施行しました。

その後、平成4年には、労働者の職業生活と家庭生活の両立を支援するための「育児休業等に関する法律」（育児休業法）が施行され、平成11年には、介護休業の制度を盛り込んだ「育児休業・介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」（改正育児・介護休業法）が施行されました。

また、同年6月、男女共同参画を国の最重要課題としてとらえ、男女共同参画社会の基本理念と国・地方公共団体・国民の責務を明らかにした「男女共同参画社会基本法」を施行し、翌年に「男女共同参画基本計画」を策定しました。

平成13年、男女共同参画の推進体制を強化するため、内閣府に男女共同参画局と男女共同参画会議が設置されました。同年、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」が施行され、平成25年に適用対象を拡大した「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」（以下「DV防止法」という。）に改正されました。

平成17年、政策・方針過程への女性の参画拡大の推進等を盛り込んだ「第2次男女共同参画基本計画」を策定、平成19年には、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」を策定し、平成22年に「第3次男女共同参画基本計画」を策定しました。

平成27年、“働く場面で活躍したい”という希望を持つ全ての女性が、その個性と能力を十分に発揮できる社会を実現するため、『女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（以下「女性活躍推進法」という。）』が成立し、同年12月には、「第4次男女共同参画基本計画」を策定しました。

平成30年、新たに「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」を施行し、平成31年には、労働者がそれぞれの事情に応じた多様な働き方を選択できる社会を実現する働き方改革を総合的に推進するため、「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」が施行されました。

令和2年には、「災害対応力を強化する女性の視点～男女共同参画の視点から防災・復興ガイドライン～」が策定され、また、「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」が策定され、現在この方針に基づいて引き続き対策を進めています。

そして、令和2年、「①男女が自らの意思に基づき、個性と能力を十分に発揮できる、公正で多様性に富んだ、活力ある持続可能な社会」、「②男女の人权が尊重され、尊厳を持って個人が生きることのできる社会」、「③仕事と生活の調和が図られ、男女が共に充実した職業生活、その他の社会生活、家庭生活を送ることができる社会」、「④あらゆる分野に男女共同参画・女性活躍の視点を取り込み、SDGsで掲げられている包摂的かつ持続可能な世界の実現と軌を一にした取組を行い、国際社会と協調する社会」を目指すべき社会と示した「第5次男女共同参画基本計画」が策定され、男女共同参画社会基本法が目指す男女共同参画社会の形成に向けて、政策を推進しています。

(3) 千葉県の動き

千葉県では、昭和56年に初めての女性計画である「千葉県婦人施策推進総合計画」を策定し、以降、昭和61年には「千葉県婦人計画」を、平成3年には「さわやかちば女性プラン」を、平成8年には「ちば新時代女性プラン」を策定してきました。

平成13年、男女共同参画社会基本法に基づき、それまでの女性計画に替わる「千葉県男女共同参画計画」を策定しました。また、従前の婦人相談所の業務に配偶者暴力相談支援センターの機能を加えた「千葉県女性サポートセンター」を開設し、平成18年には、「千葉県DV防止・被害者支援基本計画」を策定するとともに、「ちば県民共生センター（現：男女共同参画センター）」を開設しました。

その後、4度にわたる改定を重ね、現在は、令和3年に策定した「第5次千葉県男女共同参画計画」及び令和4年に策定した「千葉県DV防止・被害者支援基本計画（第5次）」に基づき、男女共同参画社会づくりの推進及びDVを許さない社会の実現に向けて取り組んでいます。

(4) 袖ヶ浦市の動き

本市では、平成3年、教育委員会生涯学習課に青少年女性係を設置し、女性施策への取組をスタートさせました。

そして、平成7年に、男女共同参画に関する施策の総合的かつ効果的な推進を図るため、袖ヶ浦市女性施策庁内連絡会議を設置しました。

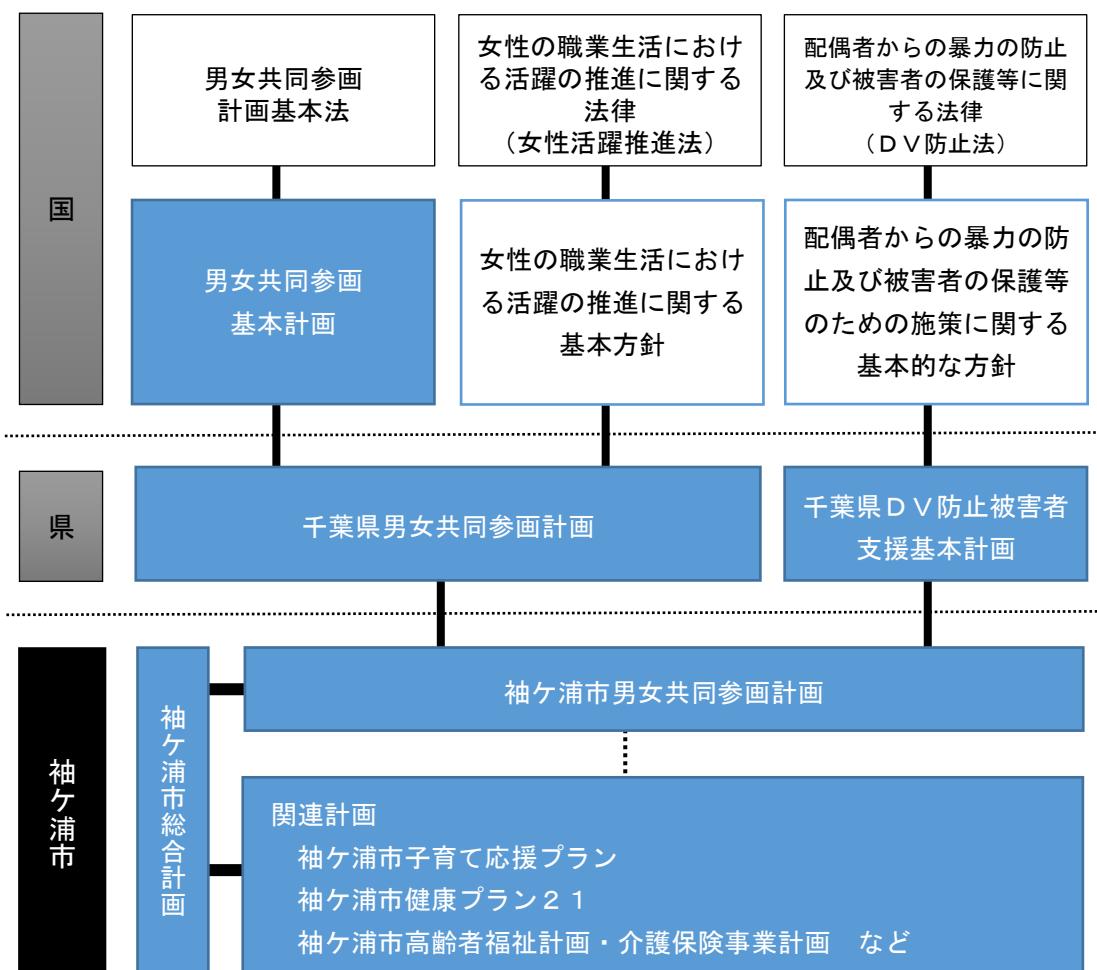
平成9年、男女平等に関する市民意識調査や職員意識調査を実施し、平成12年3月に「袖ヶ浦市男女共同参画計画パートナープランそでがうら」を策定し、翌年の平成13年には、新たに男女共同参画会議を設置して男女共同参画の推進体制を強化するとともに、意識啓発活動として「パートナーフォーラム袖ヶ浦」や「男女共同参画セミナー」等を開催するなど、様々な取組を進めてきました。

平成19年、「袖ヶ浦市男女共同参画計画パートナープランそでがうら」の見直しを行い、「袖ヶ浦市男女共同参画計画（第2次）」（計画期間：平成19～25年度）を、平成26年には「第3次計画」（計画期間：平成26～30年度）を、平成31年（令和元年）には現行の「第4次計画」（計画期間：令和元～5年度）を策定し、男女共同参画推進員とともに、男女共同参画の推進に向けて施策を展開しています。

3 計画の性格

(1) 位置付け

- ①この計画は、『男女共同参画社会基本法』第14条第3項に基づく市町村基本計画として策定する男女共同参画計画であり、本市における男女共同参画社会の形成を推進するための基本となる計画とします。
- ②この計画は、国の『第5次男女共同参画基本計画』及び千葉県の『第5次男女共同参画計画』並びに『袖ヶ浦市総合計画』をはじめとする市の関連諸計画との整合を図りながら、本市の男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進していくための計画とします。
- ③この計画は、DV防止法第2条の3第3項に基づく市町村基本計画及び女性活躍推進法第6条第2項に基づく市町村推進計画としても位置付けます。



(2) SDGsとの関係

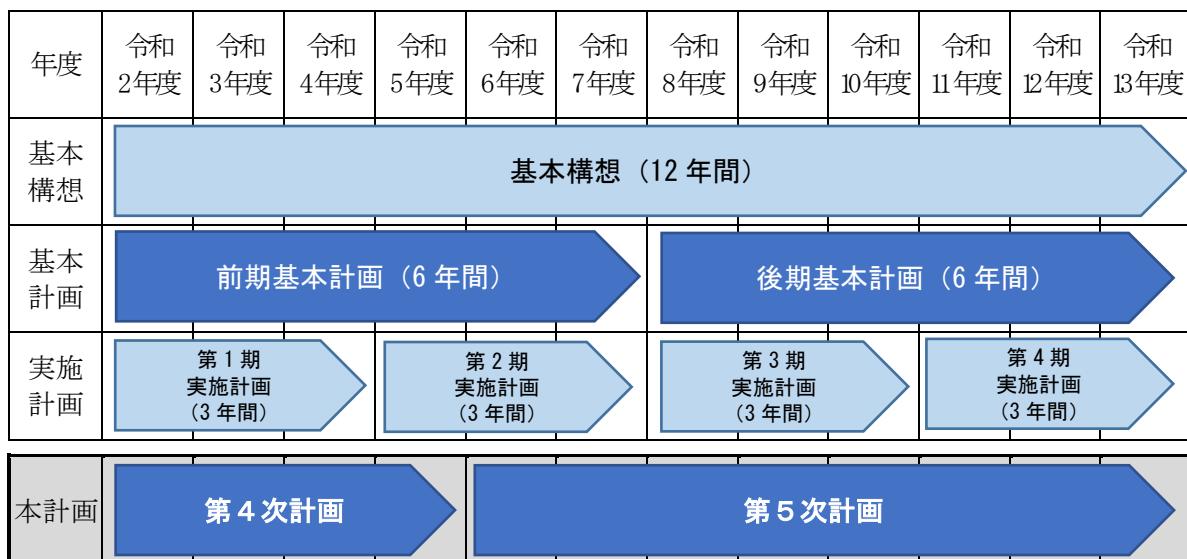
本市では、総合計画において、各施策とSDGsの各目標との関連性を明確化するとともに、各施策の推進を通じてSDGsの達成に貢献するとしています。本計画については、特に、ゴール5「ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児のエンパワーメントを行う」が、男女共同参画社会の実現や女性の活躍を推進する本計画の各施策の方向性とも重なっていることから、本計画の各施策を着実に進めていくことにより、SDGsの推進、目標達成にも貢献していくものとします。



4 計画の期間

本計画の期間は、総合計画の期間に整合させるものとし、第4次計画が終了する翌年度の令和6年度から令和13年度までの8年間とします。

ただし、社会情勢の変化や国の制度改革等により、必要に応じて見直しを行います。



2章 男女共同参画に関する本市の現状と課題

1 第4次計画の取組状況

(1) 指標の達成状況

第4次計画（計画期間：令和元年度～令和5年度）では、3つの基本目標に対して9つの推進項目を設定するとともに、計画の実効性を高めるため、基本目標の達成に向けた17の指標を設け、各種取組を推進してきました。

第4次計画期間に取り組んできた事業に対する目標の達成度や現状を把握するため、令和4年度に実施した市民意識調査等において、17の指標に関連する全23項目のうち、実績値が既に目標値を達成した項目が3項目、平成29年度と比較して上昇した項目が13項目、下降した指標が10項目となり、課題が残るものへの効果的な施策の展開を図ることができました。

(2) 事業の取組状況

第4次計画の計画期間中においては、令和元年房総半島台風（以下「台風15号」という。）による大規模災害や新型コロナウイルス感染症の感染拡大等の影響を受けましたが、オンライン技術の活用等により、計画登載事業について概ね計画どおり実施できました。

なお、計画登載事業における令和4年度の取組状況としては、全88事業のうち、「完全又は十分実施できた」が63事業、「概ね実施できた」が18事業、「取組半ばであり改善を要する点がある」が7事業となりました。

総合評価の区分	R1年度 総合評価	R2年度 総合評価	R3年度 総合評価	R4年度 2次評価
A 完全又は十分実施できた (80%以上)	63事業	45事業	49事業	63事業
(A) 台風15号及び新型コロナウイルス感染症の影響を受けた	12事業	5事業	7事業	5事業
B 概ね実施できた (60%～79%)	12事業	11事業	20事業	18事業
(B) 台風15号及び新型コロナウイルス感染症の影響を受けた	4事業	4事業	15事業	10事業
C 取組半ばであり改善を要する点がある (59%以下)	13事業	28事業	18事業	7事業
(C) 台風15号及び新型コロナウイルス感染症の影響を受けた	3事業	25事業	16事業	4事業
D 未実施	0事業	4事業	1事業	0事業
(D) 台風15号及び新型コロナウイルス感染症の影響を受けた	0事業	4事業	1事業	0事業

指標

基本目標	指標項目	区分	実績値			目標値
			平成29年度	令和4年度	変動	
I	保育所等待機児童数	全体	0人	23人	↗	0人
	「ワーク・ライフ・バランス」という言葉を知っている人の割合（男女共同参画に関する市民意識調査）	全体	65.9%	70.1%	↗	75%
	仕事と生活のバランスが図られていると感じる人の割合（子育てアンケート）	全体	62.6%	61.8%	↘	65%
	市男性職員の育児休業取得率	男性	0%	50%	↗	10%
	職場の中で男女の地位が平等と感じる人の割合（男女共同参画に関する市民意識調査）	女性	32.8%	35.1%	↗	40%
		男性	41.5%	44%	↗	45%
	市の審議会等における女性委員の割合	女性	30.2%	29.4%	↘	35%
	市女性職員の管理職への登用率	女性	11.5%	12.6%	↗	15%
	家庭の中で男女の地位が平等と感じる人の割合（男女共同参画に関する市民意識調査）	女性	54.0%	54.6%	↗	65%
		男性	73.4%	73.7%	↗	75%
II	地域の中で男女の地位が平等と感じる人の割合（男女共同参画に関する市民意識調査）	女性	38.7%	39.8%	↗	45%
		男性	56.1%	53.3%	↘	60%
	DV防止法という言葉を知っている人の割合（男女共同参画に関する市民意識調査）	全体	89.9%	86.7%	↘	100%
	「セクシュアル・マイノリティ、LGBT」という言葉を知っている人の割合（男女共同参画に関する市民意識調査）	全体	64.9%	80.5%	↗	70%
	総合型地域スポーツクラブの会員数	全体	1,345人	870人	↘	1,540人
	がん検診の受診率	女性	子宮がん		↘	50%
			27.9%	26%		
			乳がん		↘	
			27.6%	26.5%	↘	
III	男女の固定的性別役割分担意識を持たない人の割合（男女共同参画に関する市民意識調査）	全体	70.7%	77.9%	↗	75%
	社会通念や風潮の中で男女の地位が平等と感じる人の割合（男女共同参画に関する市民意識調査）	女性	20.2%	24.8%	↗	30%
		男性	37.9%	39.5%	↗	40%
	教育の中で男女の地位が平等と感じる人の割合（男女共同参画に関する市民意識調査）	女性	53.7%	53.1%	↘	55%
		男性	62.7%	58.4%	↘	70%
	女性災害対策コーディネーター数	女性	32人	47人	↗	50人

※基本目標 I あらゆる分野で男女がともに活躍できる環境づくり

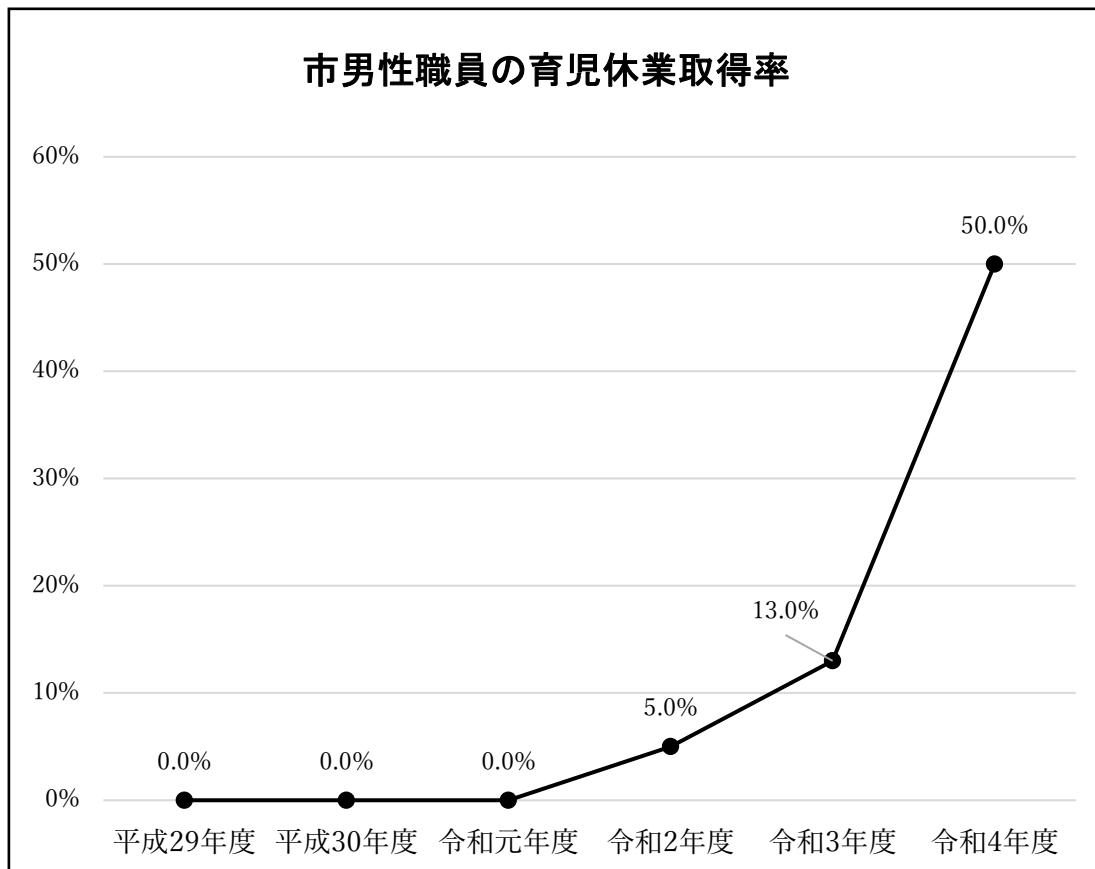
基本目標 II 健康で安全・安心に暮らせる社会づくり

基本目標 III 男女共同参画社会の実現に向けた基盤づくり

2 第4次計画推進における成果

①市男性職員の育児休業取得率の向上

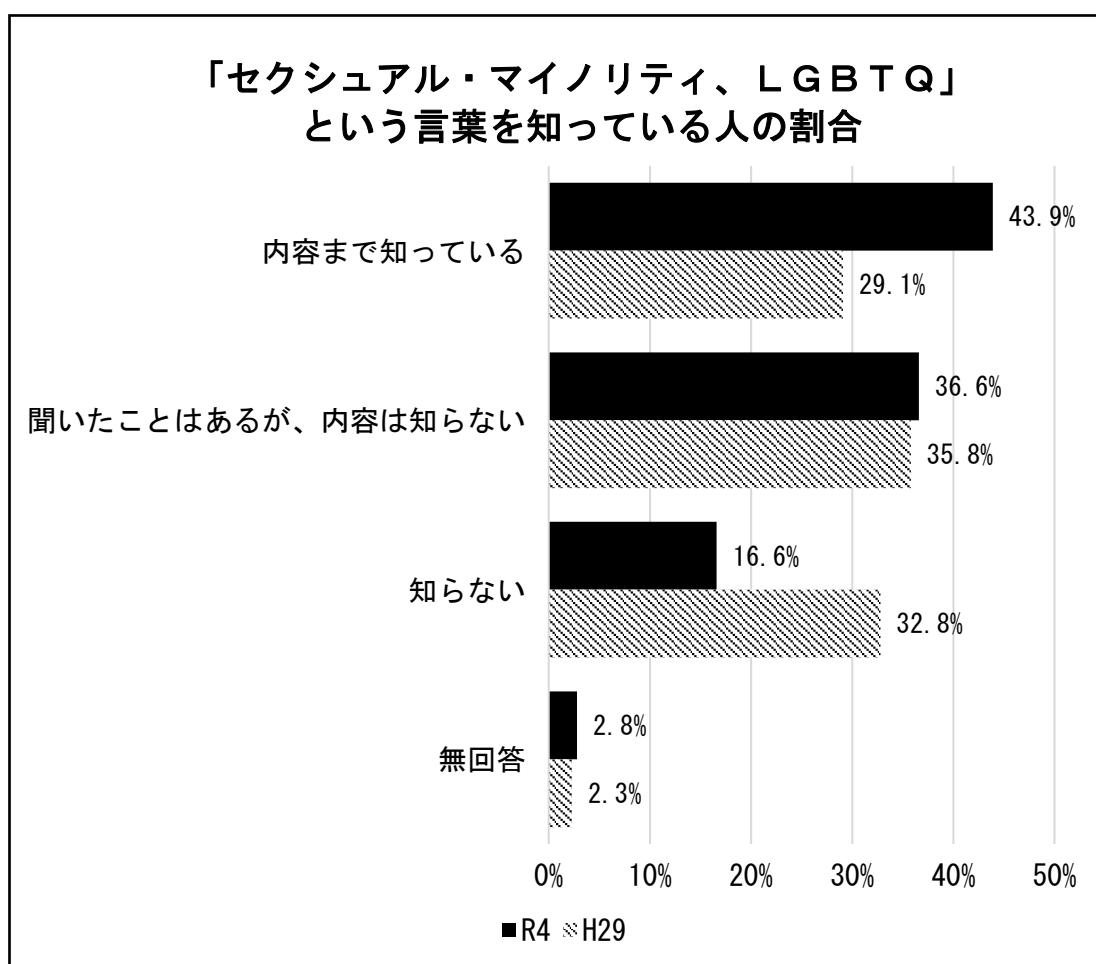
市職員に対する各種制度の周知と意識啓発等を行ったことにより、平成29年度では0%であった市男性職員の育児休業取得率が、令和4年度実績値では50%と、令和5年度目標値（10%）を上回り、男女がともに育児しながら働き続けることができる雇用環境の整備を推進することができました。



資料：第4次袖ヶ浦市男女共同参画計画進捗状況調査

②「セクシュアル・マイノリティ、L G B T Q」という言葉を知っている人の割合の増加

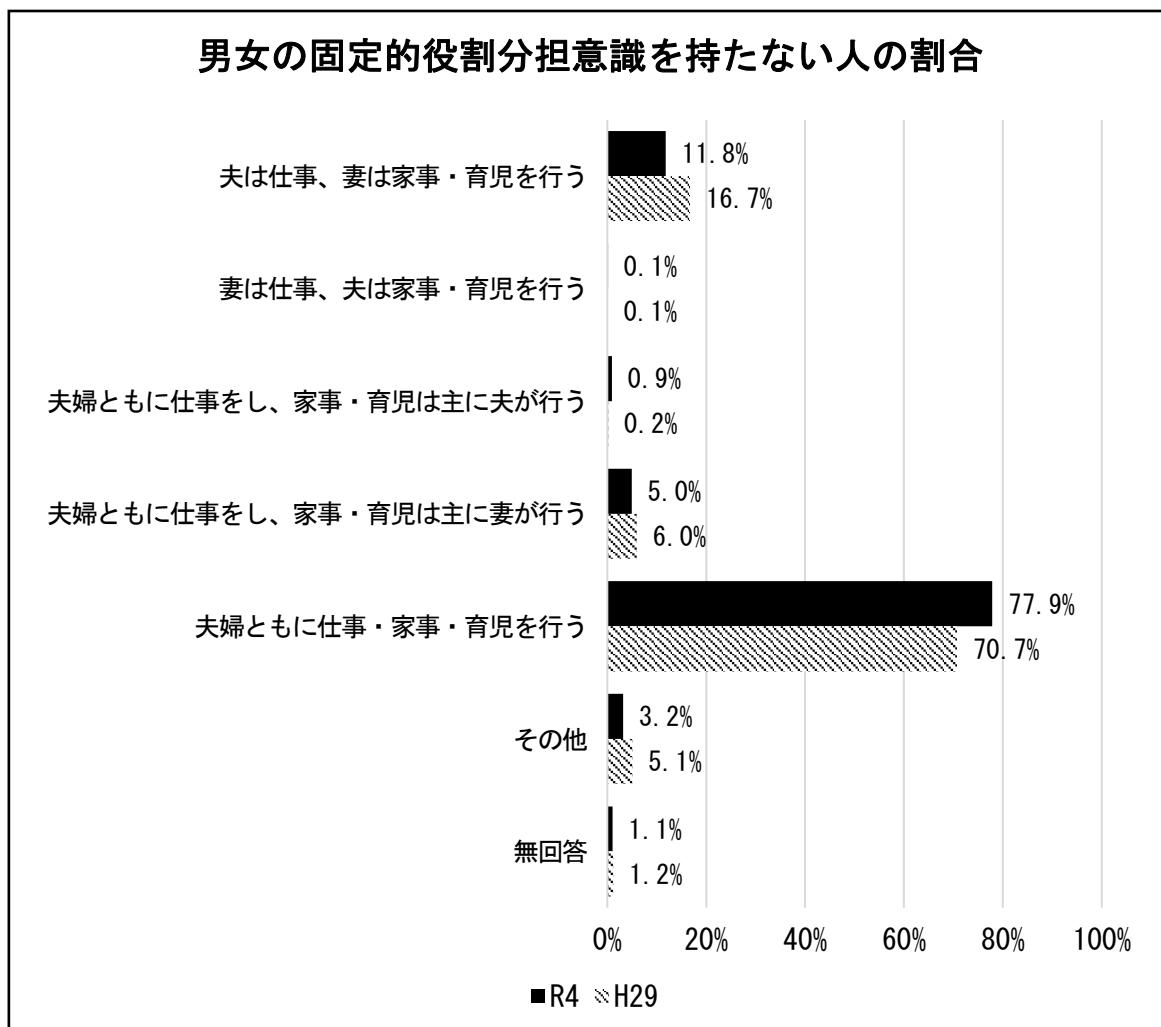
セクシュアル・マイノリティ、L G B T Qといった言葉について、マスメディア等での報道により認知度が高まったことに加え、チラシや情報誌等の作成及び配布による情報提供等を行ったことにより、平成29年度市民意識調査（以下「平成29年度調査」という。）では64.9%であった「セクシュアル・マイノリティ、L G B T Q」という言葉を知っている人の割合が、令和4年度市民意識調査（以下「令和4年度調査」という。）の実績値では80.5%と、令和5年度目標値（70%）を上回り、セクシュアル・マイノリティ等への認識を高めることができました。



資料：男女共同参画に関する市民意識調査（令和4年度）

③男女の固定的役割分担意識を持たない人の割合の増加

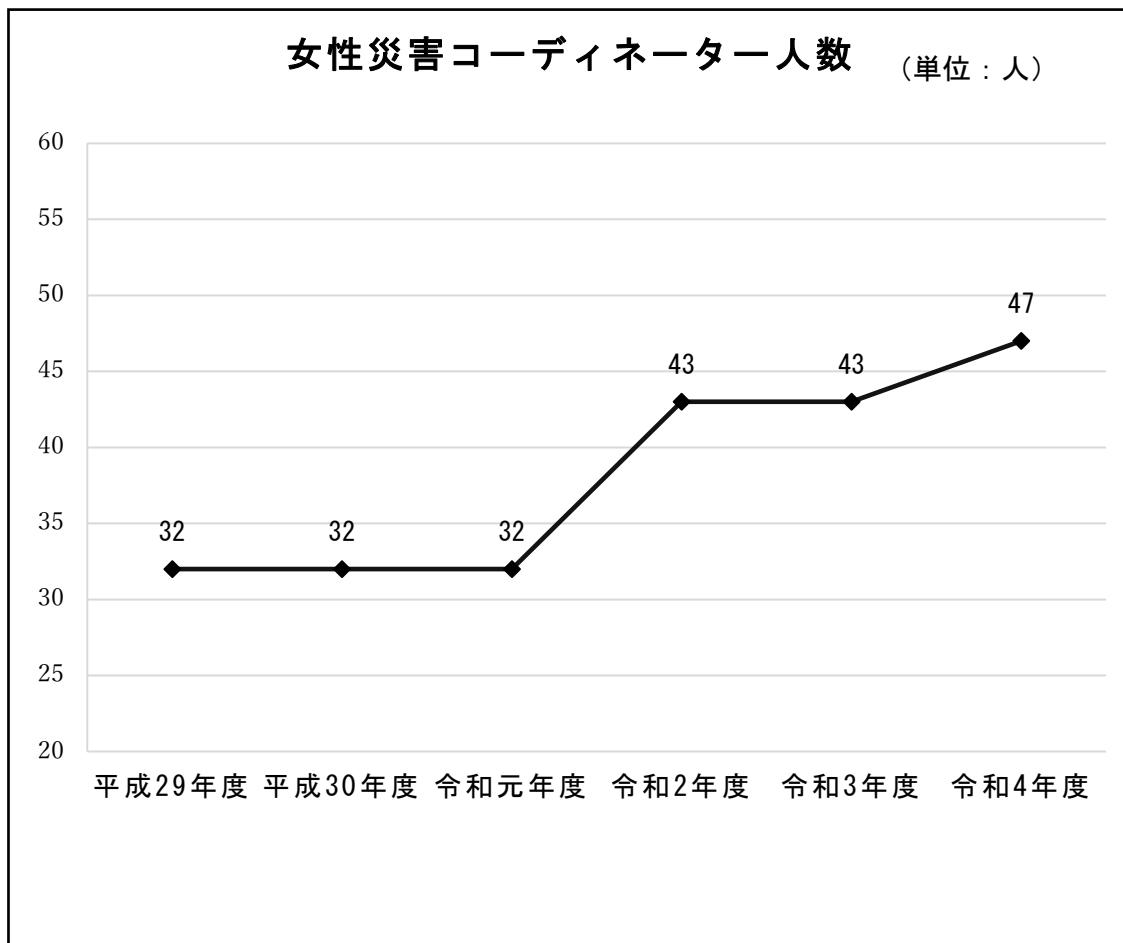
各種セミナーの実施等による意識啓発を行ったことにより、平成29年度調査では70.7%であった男女の固定的役割分担意識を持たない人の割合が、令和4年度調査の実績値では77.9%となり、令和5年度目標値（75%）を上回り、男女がともに共同して家庭生活を行う意識が浸透してきています。



資料：男女共同参画に関する市民意識調査（令和4年度）

④女性災害対策コーディネーターの増加

男女共同参画の視点に立った防災対策に向けて取組を行ったことにより、平成29年度では32人であった女性災害対策コーディネーターが、令和4年度実績値では47人まで増加し、男女両方の視点に立った防災対策を推進することができました。



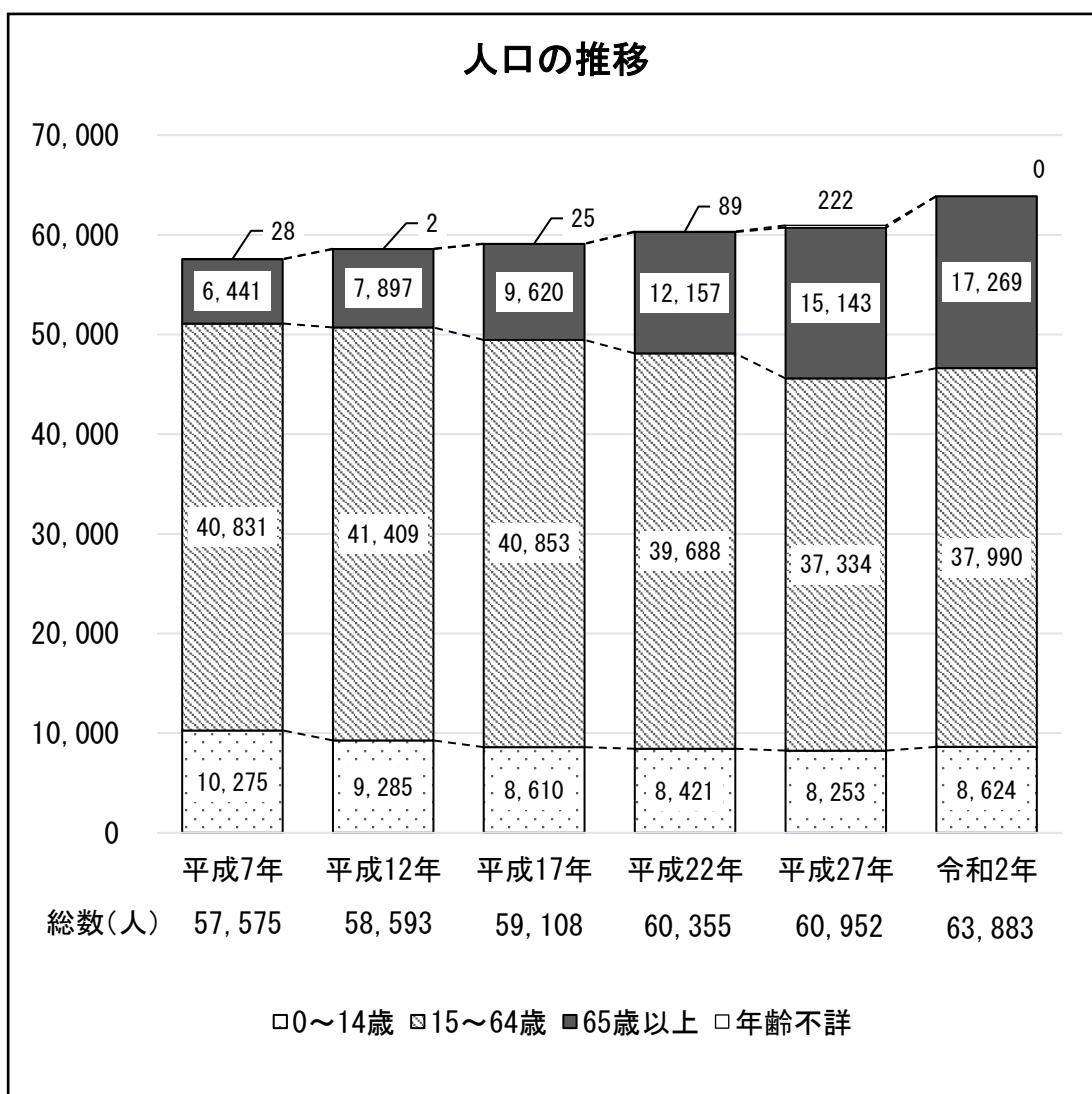
資料：第4次袖ヶ浦市男女共同参画計画進捗状況調査

3 男女共同参画に関する本市の社会情勢及び課題

(1) 社会情勢

①人口の推移

本市の人口は、近年増加傾向にあり、年齢3区分別でみると、年少人口（0～14歳）及び生産年齢人口（15～64歳）の増加については、主に子育て支援をはじめとした各種施策の展開や袖ヶ浦駅海側地区の開発等が要因となっており、老人人口（65歳以上）の増加は、主に高齢化の進展によりによるものとなっています。

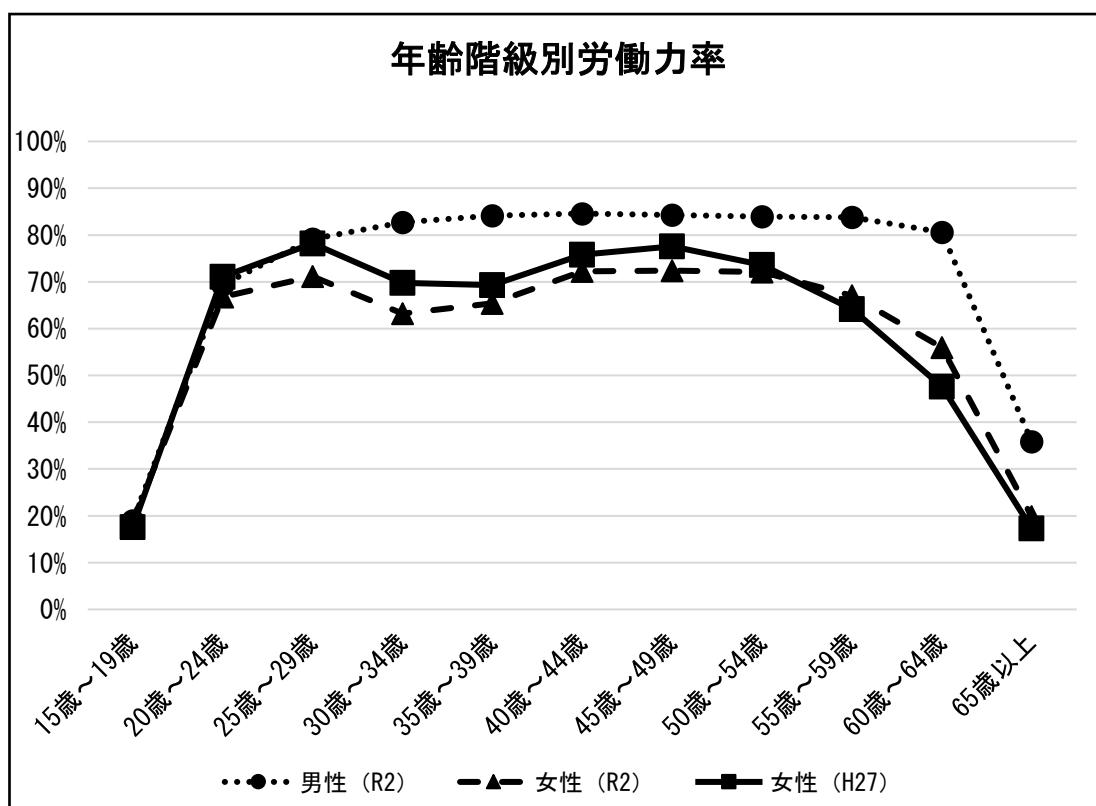


資料：総務省統計局「国勢調査」

②労働力率

令和2年の国勢調査の結果によると、本市における労働力率を性別・年代別にみると、男性については40歳～44歳の84.6%をピークとし、30～64歳の全年齢階級において80%を超える結果となっています。

一方、女性の労働力率については、平成27年の国勢調査結果と比較しても、依然として結婚適齢期や子育て期である30歳～34歳において一旦低下し、育児が落ち着くと想定される35歳以降に再び上昇するという「M字型就労曲線」を描く結果は同様となっています。



	15～19歳	20～24歳	25～29歳	30～34歳	35～39歳	40～44歳	45～49歳	50～54歳	55～59歳	60～64歳	65歳以上
男性 (R2)	19.0%	69.4%	79.2%	82.7%	84.1%	84.6%	84.3%	83.9%	83.8%	80.6%	35.8%
女性 (R2)	18.8%	66.8%	71.2%	63.2%	65.4%	72.3%	72.4%	72.1%	67.0%	55.9%	19.9%
女性 (H27)	17.6%	71.1%	78.2%	69.8%	64.0%	68.4%	72.2%	70.5%	61.8%	45.7%	14.1%

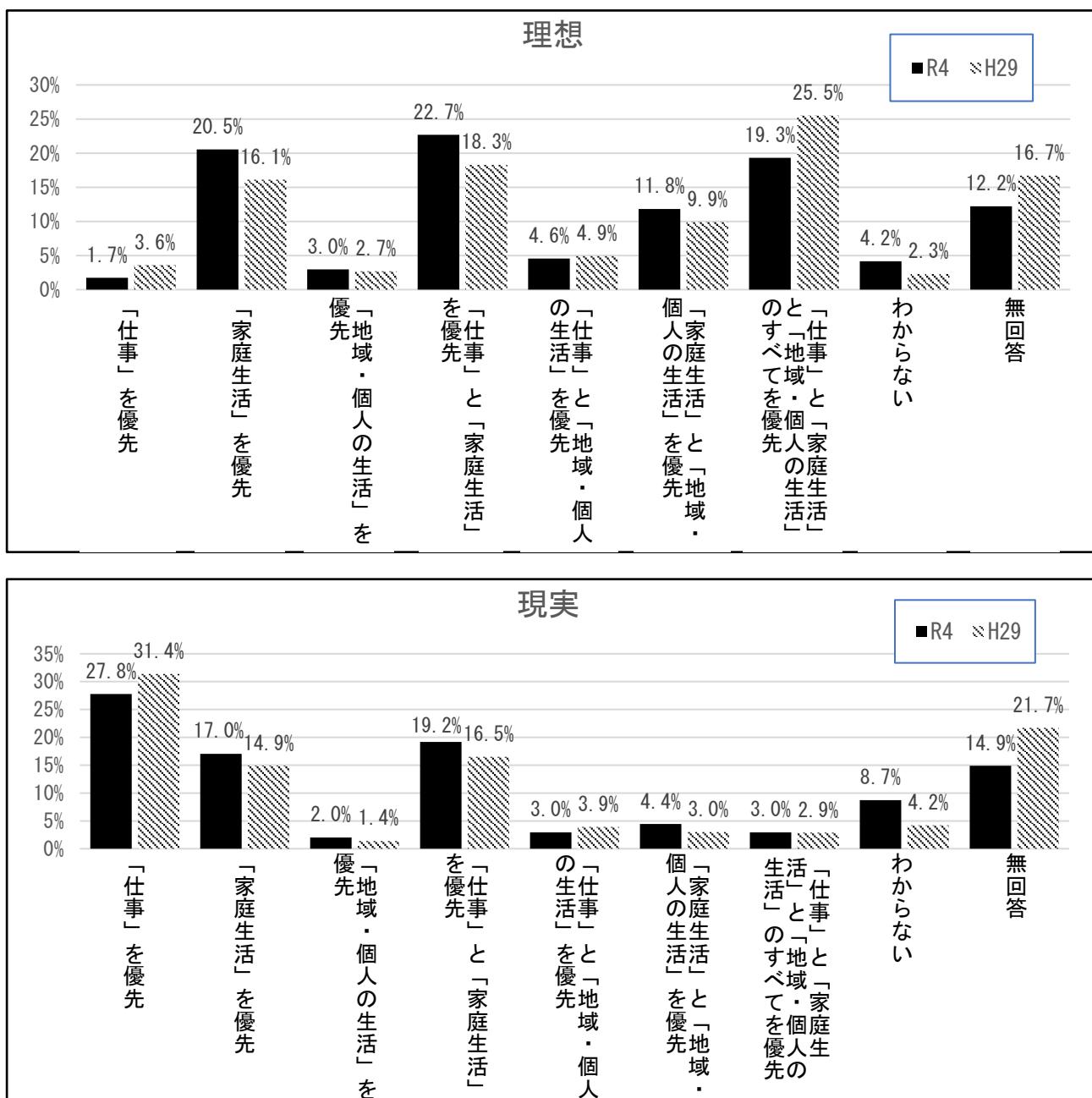
資料：総務省統計局「国勢調査」

※労働力率：15歳以上人口に占める労働力人口
(就業者+完全失業者) の割合

(2) 本市における課題

①ワーク・ライフ・バランスの推進

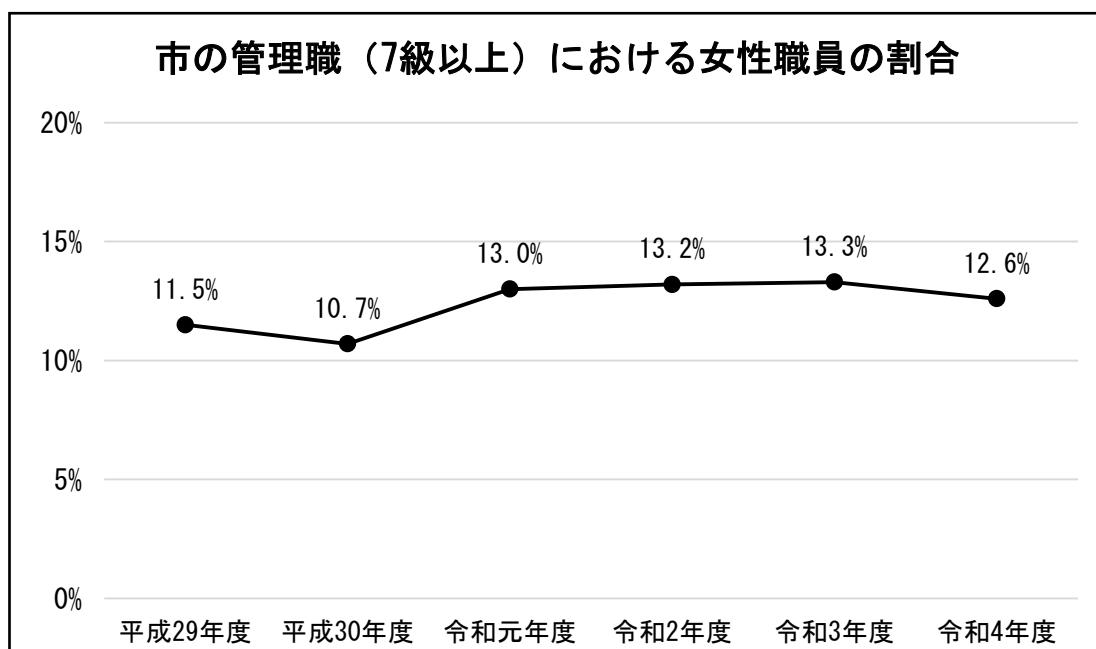
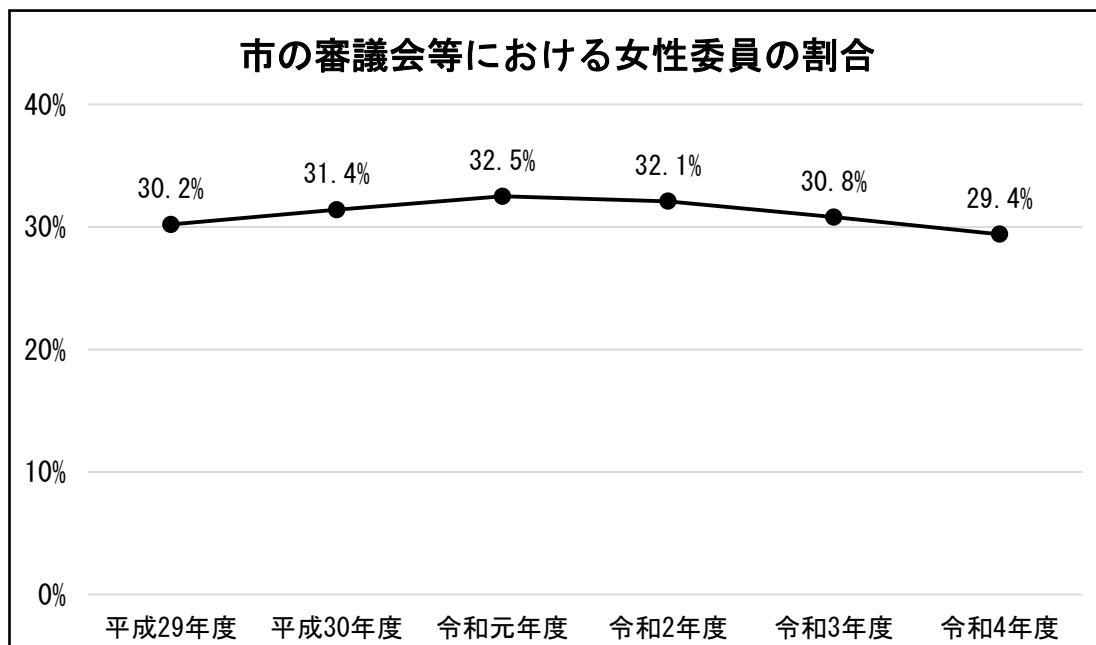
令和4年度調査の結果では、ワーク・ライフ・バランスに関する理想と現実のギャップについて、平成29年度調査と同様に依然として大きくあり、その傾向にはほぼ変化がありません。すべての人がそれぞれの意思により、仕事と生活の調和がとれ、豊かな生活が送れる環境づくりを推進する必要があります。



資料：男女共同参画に関する市民意識調査（令和4年度）

②意思決定の場における女性参画の推進

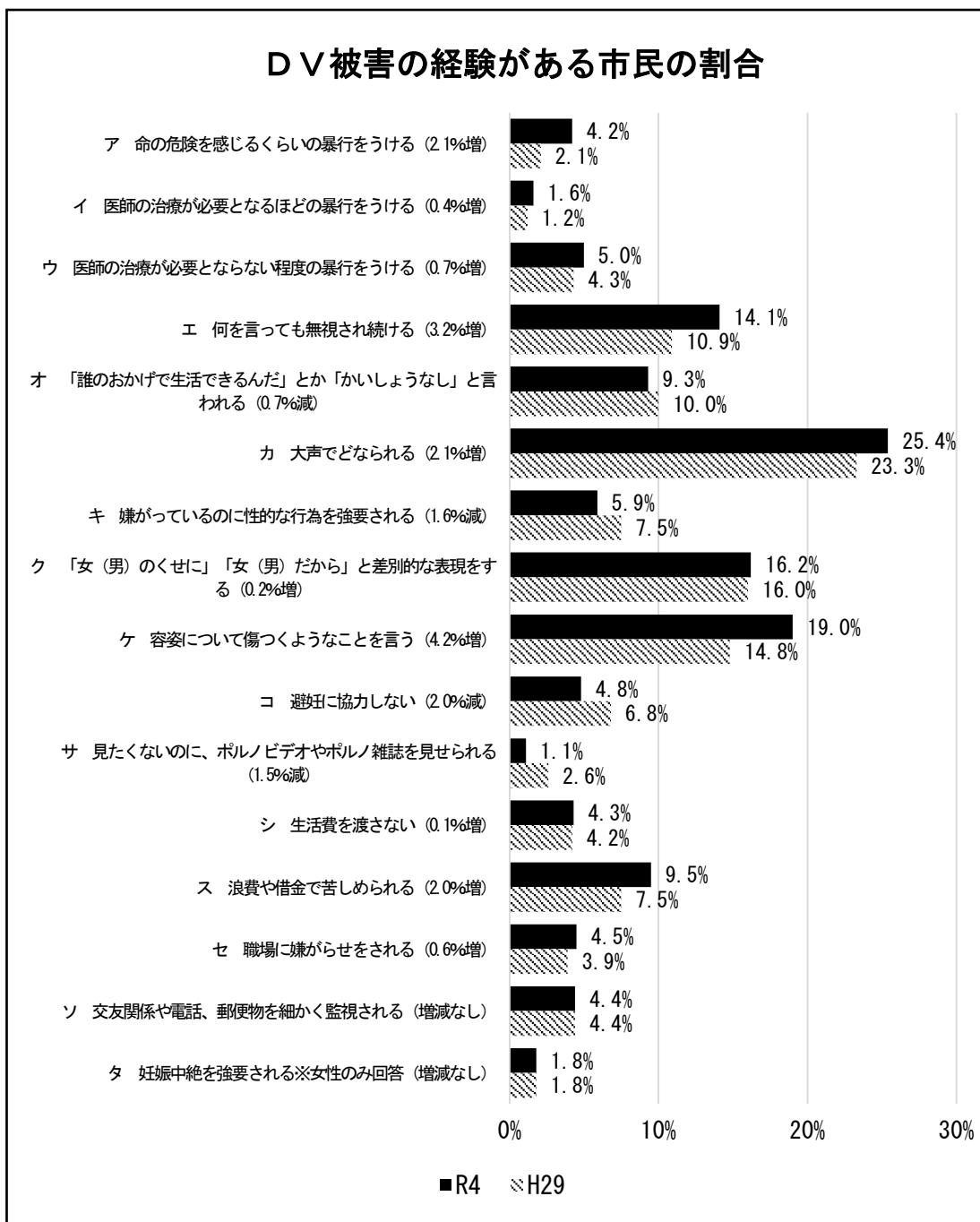
第4次計画における指標のうち、市の審議会等における女性委員の割合は、平成29年度の実績値よりも減少するという結果となり、市女性職員の管理職への登用率をみても、平成29年度の実績値から微増したものの、目標値（15%）は未達成となりました。あらゆる分野で男女共同参画の視点を取り入れることができるように、政策・方針決定の場に女性が参画できる環境づくりを推進する必要があります。



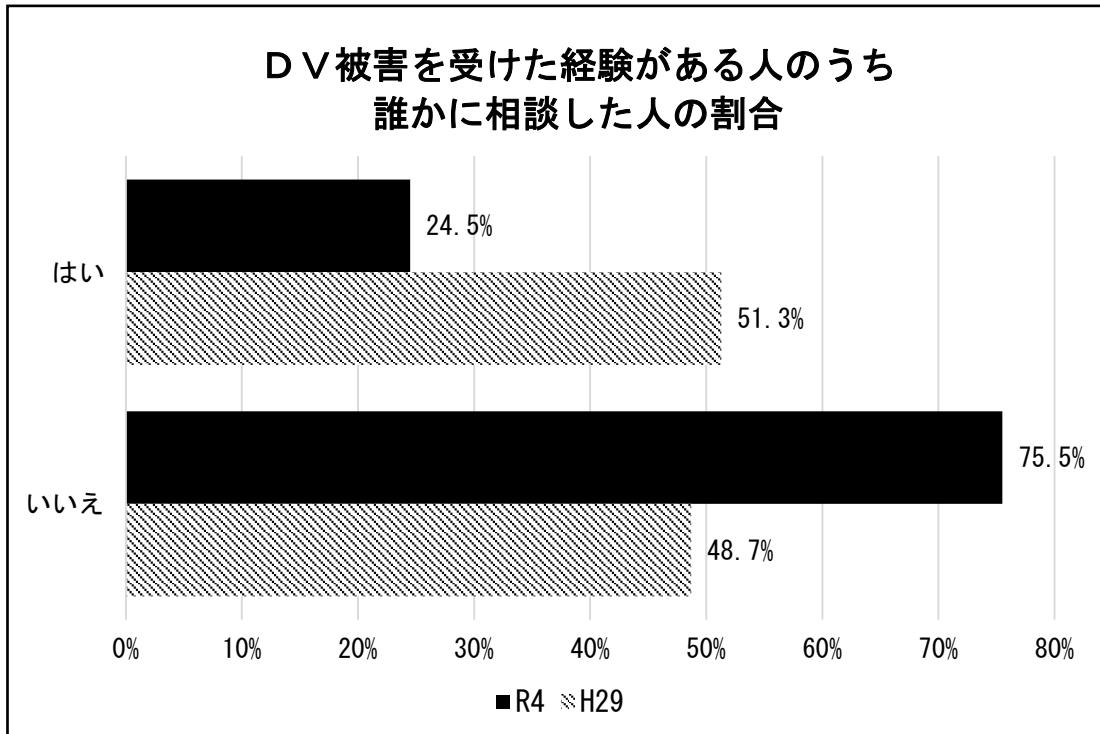
資料：第4次袖ヶ浦市男女共同参画計画進捗状況調査

③DV（ドメスティック・バイオレンス）被害者への支援

令和4年度調査の結果では、平成29年度調査と比較し、DV被害の経験がある市民の割合は微増しており、そのうち誰にも相談しなかった人については75.5%となり増加しています。DVは重大な人権侵害であり、また、子どもたちへも深刻な影響を与えるため、DVの根絶に向けた情報提供や意識啓発を積極的に行うとともに、関係機関と連携して、被害者の支援を適切に行う必要があります。



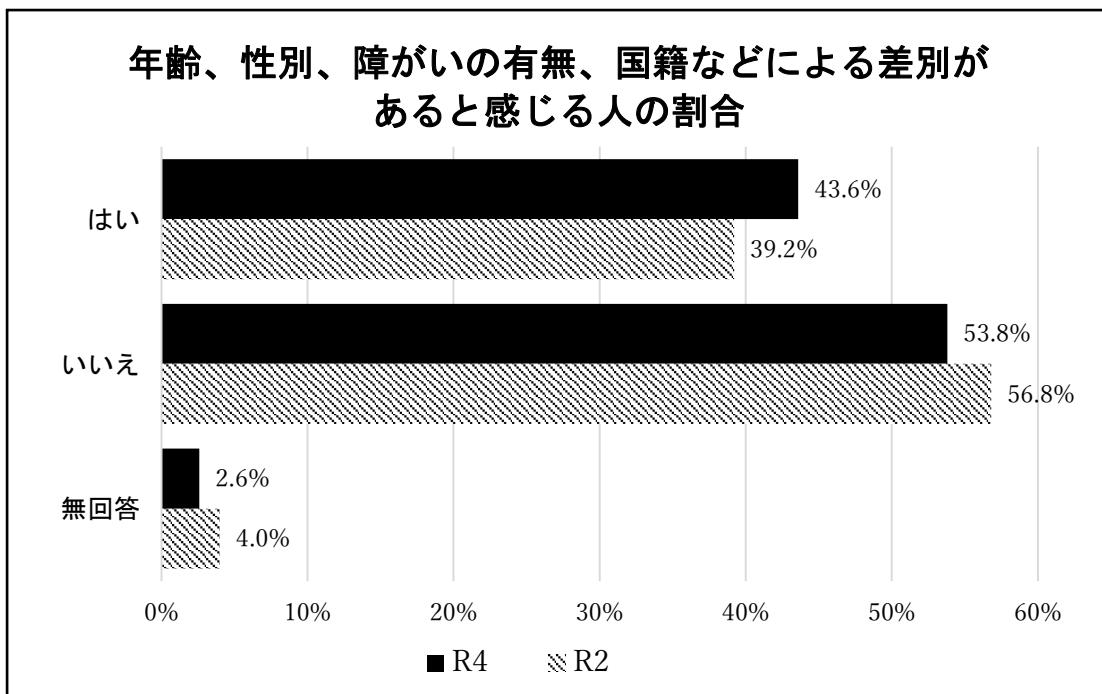
資料：男女共同参画に関する市民意識調査（令和4年度）



資料：男女共同参画に関する市民意識調査（令和4年度）

④誰もが安心して暮らせる環境づくり

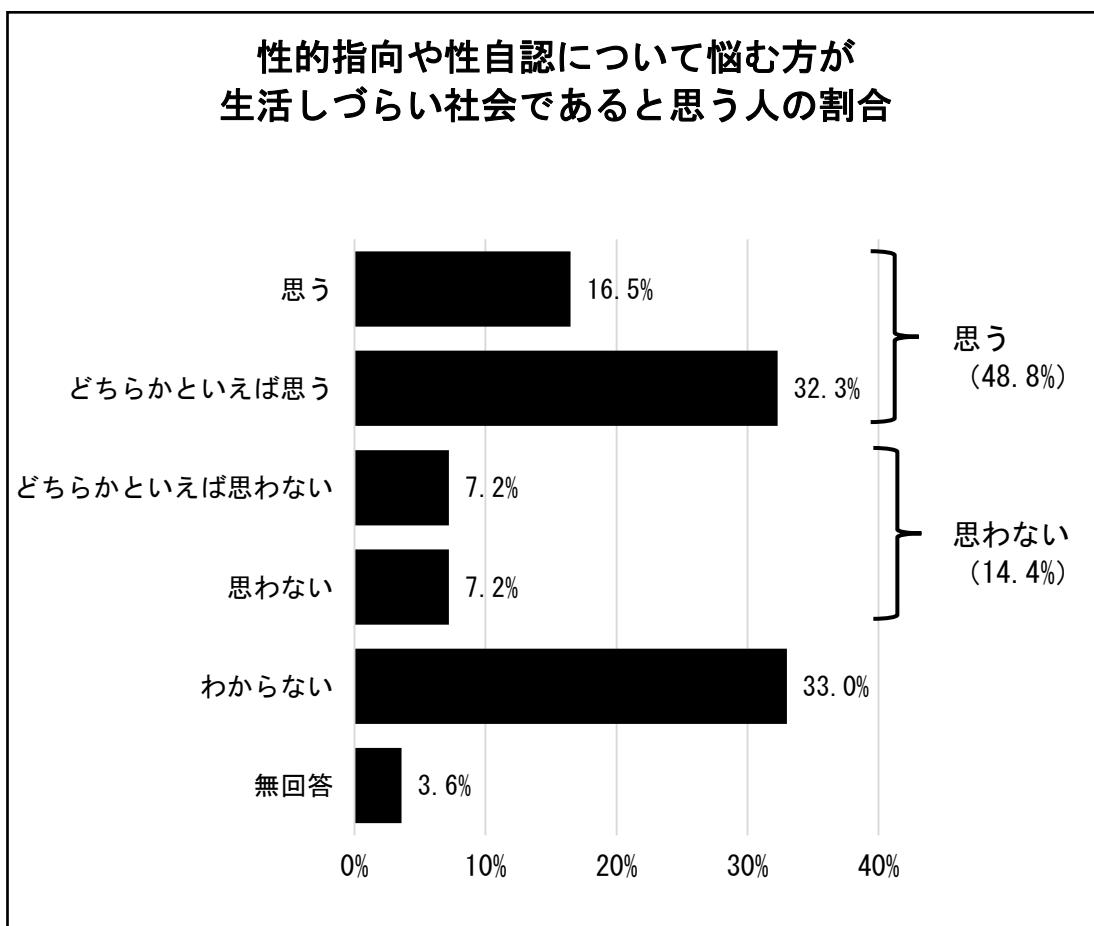
少子高齢化をはじめ、社会構造が変化していく中において、年齢、障がい、国籍等に関すること等を理由とした社会生活上の困難を抱える様々な方々についての理解を広める動きが活発化しています。社会全体が多様性を尊重し、誰もが安心して暮らせる環境を整える必要があります。



資料：袖ヶ浦市市民意識調査（令和4年度）

⑤ L G B T Q +への理解促進

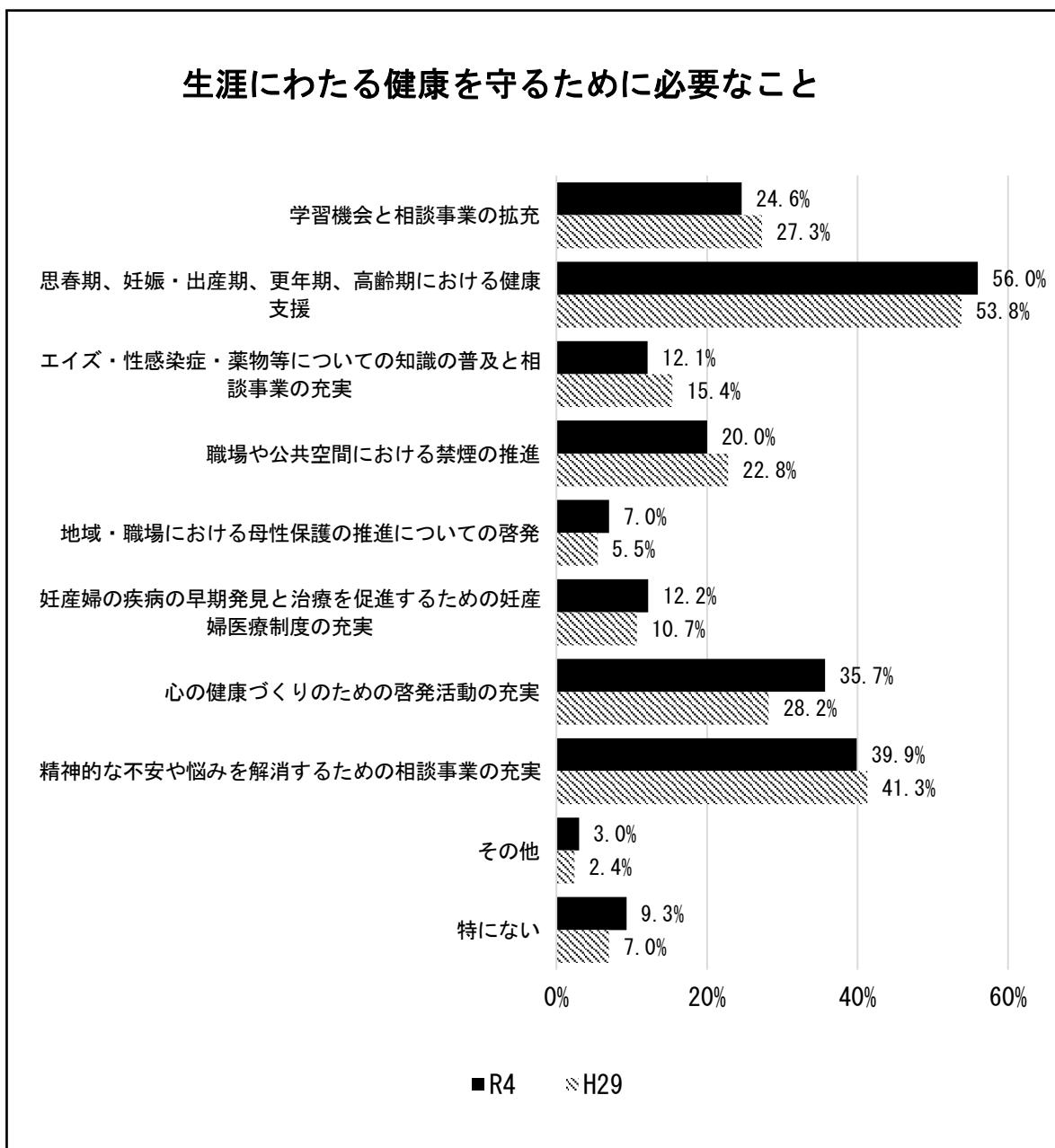
令和4年度調査の結果では、性的指向や性自認について悩む方が生活しづらい社会だと思うと答えた人が約5割（48.8%）となっております。性別に関わらずすべての人が自分らしい生活を送ることができるよう、L G B T Q +への理解促進に向けた取組を行う必要があります。



資料：男女共同参画に関する市民意識調査（令和4年度）

⑥生涯を通じた男女の健康支援と性への理解の促進

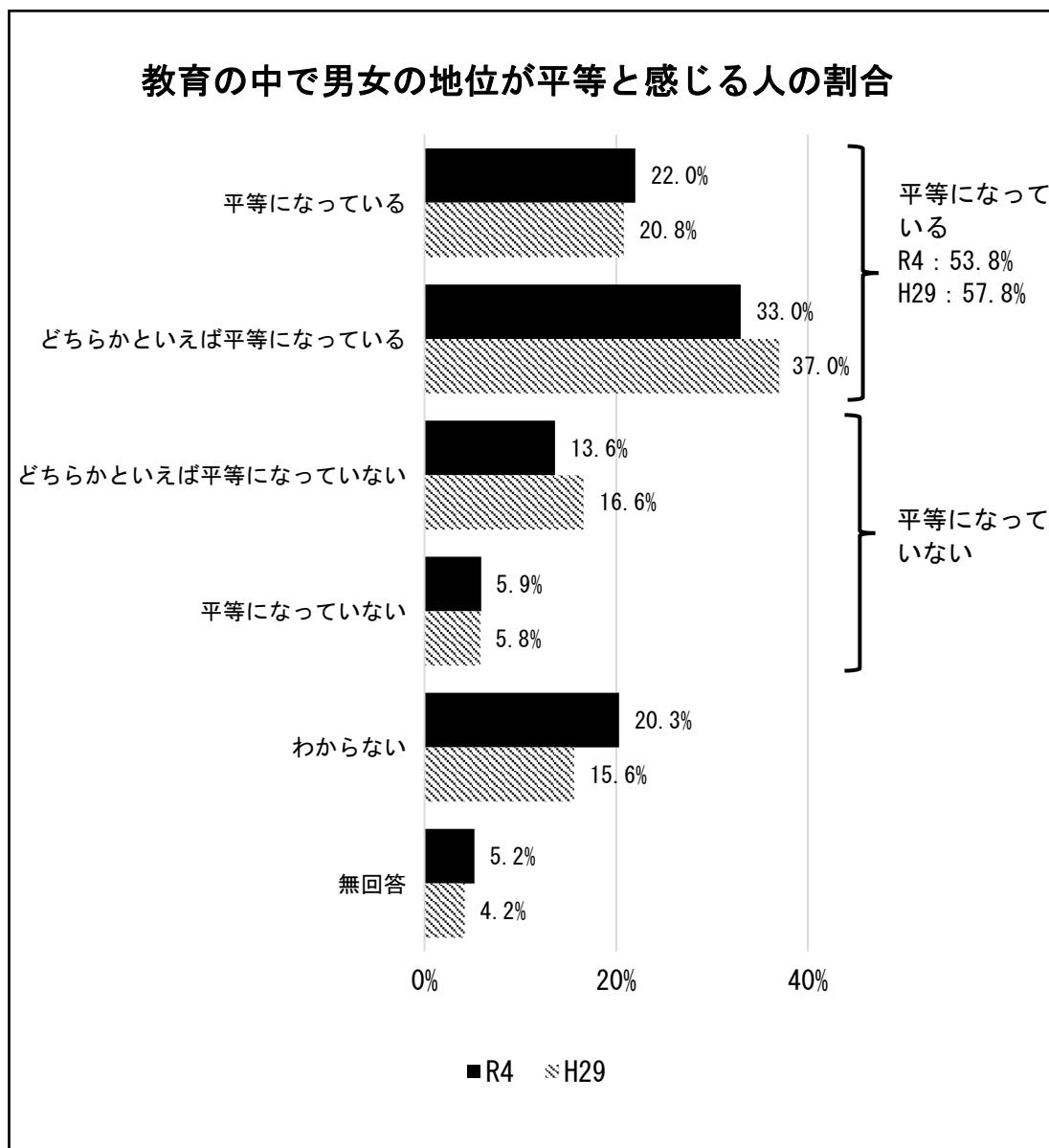
男女共同参画社会の形成にあたっては、男女が互いの身体的性差を理解し合い、人権を尊重しつつ、相手に対する思いやりを持って生きていくことが必要不可欠です。令和4年度調査と平成29年度調査の結果を比較したところ、健康支援や相談支援事業の充実が必要である傾向に変わりはありません。そのため、身体及びその健康についての正確な知識や情報を提供するとともに、様々なライフステージに応じた支援を行う必要があります。



資料：男女共同参画に関する市民意識調査（令和4年度）

⑦男女共同参画の視点に立った教育・学習の充実

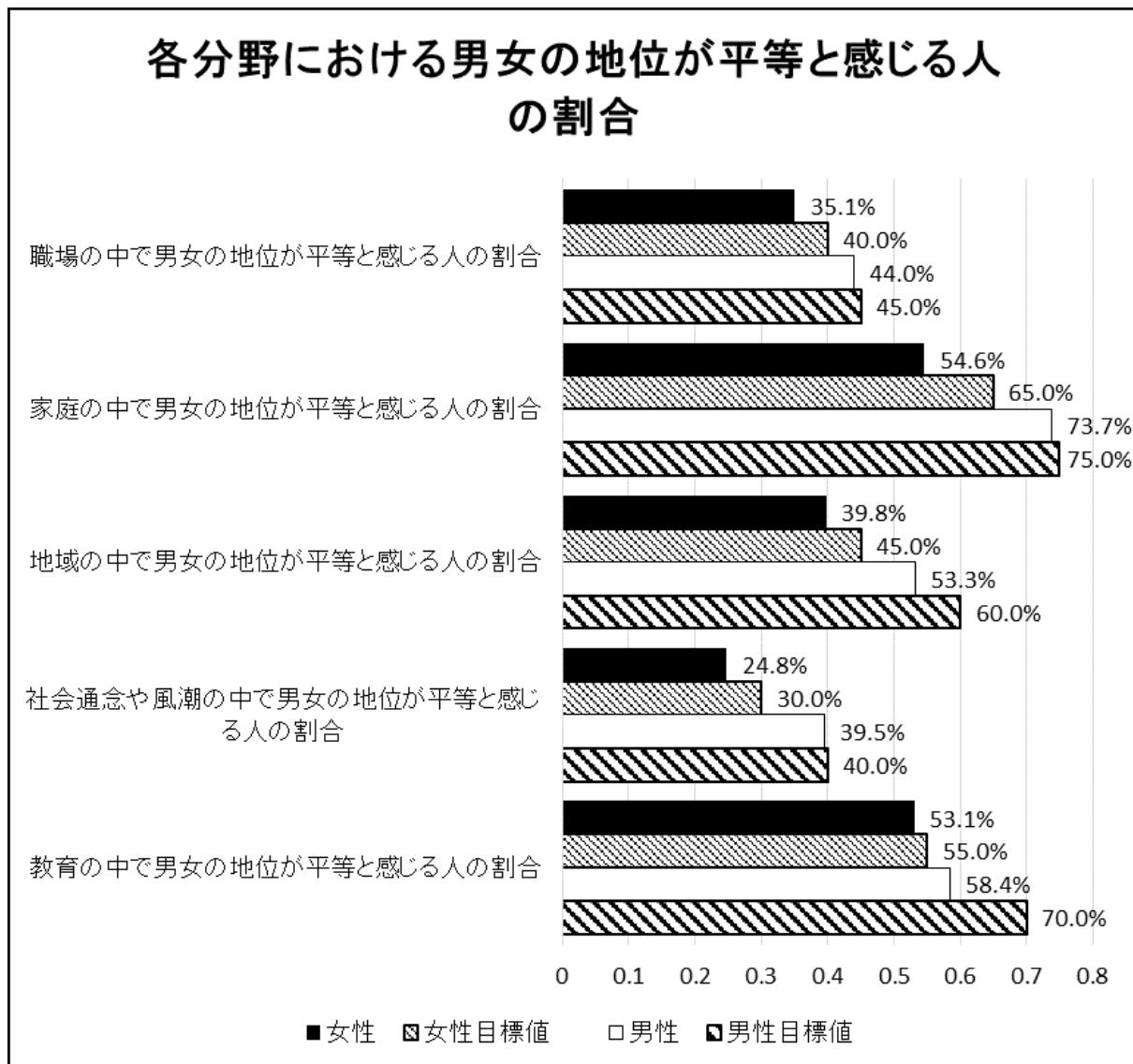
第4次計画における指標のうち、教育の中で男女の地位が平等と感じる人の割合は、平成29年度の実績値（57.8%）よりも減少しています。男女共同参画社会を実現するためには、男女がともに自立して個性と能力を発揮することにより社会形成に参画する必要があります。そのため、学校教育及び社会教育等を通じ、若年層から高齢層まで、家庭・地域生活・学校等において、男女共同参画の視点に立った意識啓発が必要となります。



資料：男女共同参画に関する市民意識調査（令和4年度）

⑧各分野における男女の地位の平等感の向上

第4次計画における指標のうち、男女の地位が平等と感じる人の割合については、多くの項目で平成29年度調査よりも実績値が増加したものの、目標値を達成した項目はない状況です。男女の地位が平等と感じる人が増え、すべての人が個性と能力を発揮し、責任を分かち合うことができる社会づくりを推進していく必要があります。



資料：男女共同参画に関する市民意識調査（令和4年度）

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

本計画は、日本国憲法及び男女共同参画社会基本法の基本理念を念頭に、第4次計画における成果及び本市の課題を踏まえ、性別にかかわらず一人ひとりに寄り添う社会の実現を目指し、基本理念を以下のとおり掲げます。

「一人ひとりがともに認め合い、やさしさでつながり、
自分らしい生き方ができる社会を目指して」

市民一人ひとりが互いに人権を尊重し合い、家庭や地域における支え合いや、人々のつながりを大切にしながら、個性と能力を十分に発揮し、自分らしい生き方ができる社会を目指します。

2 基本目標

本計画では、第4次計画の達成状況、市民意識調査等の結果、国や県の計画等に掲げられている目標、更には本市における課題等を踏まえ、3つの基本目標を設定し、本市の男女共同参画社会の実現に向けて取り組んでいきます。

I あらゆる分野で誰もが活躍できる環境づくり

誰もが互いに協力し、支え合い、生涯を通じて充実した生活を送ることができるよう、多様な価値観やライフスタイルに対応しつつ、自らの個性と能力を発揮し、社会のあらゆる分野に主体的に参画し、ともに活躍できる環境をつくることを目標とします。

II 健康で安全・安心に暮らせる社会づくり

すべての人の尊厳が重んじられ、社会全体が多様性を尊重する環境や、誰もが自らの存在に誇りを持って、安全・安心にいきいきと暮らせる社会をつくることを目標とします。

III 男女共同参画社会の実現に向けた基盤づくり

人権が尊重され、固定的な性別役割分担意識や性差に対する偏見がなくなるよう、男女共同参画に対する理解の促進や、教育・学習等を通した意識啓発を推進します。

3 基本目標達成のための施策

基本目標を達成するための施策を次のとおり設定します。

基本目標 I あらゆる分野で誰もが活躍できる環境づくり

施策（1）ライフステージに応じた仕事と生活の調和の推進

【施策の考え方】

一人ひとりが社会のあらゆる活動に参画していくためには、仕事と生活の調和がとれ、豊かな生活が送れる環境づくりを推進する必要があります。

しかし、市民意識調査では、理想は、「仕事」、「家庭生活」、「地域・個人の生活」の全てを優先したいとしながらも、現実は「仕事」を優先せざるを得ないという結果が出ました。

のことから、長時間労働を前提とした働き方の見直しや、仕事と家庭生活の両立、ワーク・ライフ・バランスの普及促進へ向けた環境整備を行っていくことが重要です。

また、女性の就業率の高まりや少子高齢化の進行等により、家庭生活における、男性の家事・育児・介護等への参画を推進していくことが必要です。

施策（2）働く場における男女共同参画の推進

【施策の考え方】

女性労働者を取り巻く状況は、男女雇用機会均等法、育児・介護休業法などの法制面での充実は図られつつも、女性の労働力率は、現在もM字型就労曲線を描く結果となっています。

また、市民意識調査では、前回調査時と同様に「子どもができたら一度辞めるが、子どもができたら働かない方がよい」と「結婚して子どもができる職業を持ち続けた方がよい」が高い割合を占めています。

これらのことから、労働力人口の不足や雇用の形態が変化している中で、働きたい女性が、その能力を十分に發揮しながら働くことができる社会づくりは重要な取組になります。

さらに、女性が子育てや介護を理由として就業を中断することなく、また、就業を中断した女性に対しても、再就職や多様な働き方への支援を行うなどの対策が必要です。

施策（3）政策・方針決定過程における男女共同参画の推進

【施策の考え方】

意識決定の場において、男女が共同して参画することは、多様な意見を公平・公正に反映させることができ、市民があらゆる分野において利益を享受することに繋がります。

女性の参画は様々な分野で進んできていますが、市の現状とすると、審議会等における女性委員の割合や職場における女性管理職の登用率が低く、政策方針決定過程において、女性の参画が十分とは言えない状況です。

女性の能力が十分に発揮されるよう、女性登用の促進や女性の能力開発の支援等にも取り組んでいく必要があります。

基本目標Ⅱ 健康で安全・安心に暮らせる社会づくり

施策（4）あらゆる暴力の根絶

【施策の考え方】

市民一人ひとりがお互いの尊厳を重んじ、対等な関係づくりを進めていくうえで、男女間における暴力や、被害者が児童や高齢者となる暴力、さらには職場内における暴力は、人権の侵害であり、絶対に許してはならない行為です。

市民意識調査からも、本市におけるDVの現状は、被害者が一定数存在するという状況が続いているという結果が出ています。DVは、被害者の数が少数であっても、決してあってはならないことであり、また、このような暴力は身近なところに存在する深刻な問題です。

職場におけるハラスメントについても、精神的な暴力に値することから、これらの暴力の根絶に向けた啓発活動を一層強化するとともに、相談体制の充実を図っていく必要があります。

施策（5）誰もが安心して暮らせる環境づくり

【施策の考え方】

社会の全ての人が安心して暮らせることが大切であり、特に社会的に弱い立場にある、高齢者、障がい者、外国人など、全ての人々が社会の一員として安心して暮らせるよう支援をしていくことが不可欠です。

そのために、高齢者や障がい者等が社会参画の機会を持ち、いきいきと暮らせる環境づくりや、ひとり親家庭の親子等が、社会的・経済的に安心して生活ができるよう、経済的な負担に対する支援が必要となっています。

また、外国人が言葉や文化の違いにより孤立することのないよう、安心して生活ができるよう支援をしていく必要があります。

さらに、市民意識調査において、「性的指向や性自認について悩む方が生活しづらい社会であると思うか」という問に対し、『思う』（「思う」及び「どちらかといえば思う」）が約5割（48.8%）という結果であったことから、LGBTQ+に対する理解促進についても取り組み、市民一人ひとりが安心して暮らせる環境づくりを進める必要があります。

施策（6）生涯を通じた男女の健康支援

【施策の考え方】

男女が互いの身体的性差を理解し合い、相手に対する思いやりを持って生きていくことは男女共同参画社会の形成にあたっての前提となります。また、生涯を見通した健康な体づくりとして、様々な運動機会の提供やイベントを開催し、体力づくりと健康への関心を高めることが重要です。

そのため、心身及び健康に関する知識や情報を入手し、主体的に行動していくことは、健康を享受するために必要です。

また、妊娠・出産に関する相談・支援等の性差に応じた対応や、更年期・老年期等の検診・相談支援など、きめ細やかな相談等の支援体制を確立していく必要があります。

施策（7）防災分野における男女共同参画の推進

【施策の考え方】

東日本大震災、令和元年房総半島台風及び集中豪雨など激甚化する自然災害が起こる中において、性別や立場の違う人々が集まる避難所においては、性別の違い等に配慮した避難支援が必要とされます。

避難所においては、リーダーの多くを男性の自治会役員等が担つてきましたが、災害時における避難所では、平常時の社会課題が一層顕著になって現れるため、男女共同参画社会の視点を取り入れ、多岐にわたる生活支援のニーズに適切に対応することが防災・避難所の運営を円滑に進める基盤となります。

これらのことから、防災等の主体的な担い手として女性を位置付け、防災分野における女性の参画を拡大するとともに、男女の人権を尊重しつつ安全・安心を確保するため、防災分野における男女共同参画を推進していくことが必要です。

基本目標Ⅲ 男女共同参画社会の実現に向けた基盤づくり

施策（8）人権の尊重と男女共同参画への意識づくり

【施策の考え方】

人権の尊重は、私たちの社会の基礎となるべきものであり、男女を問わず、全ての人々の人権が尊重され、差別や偏見のない社会を築いていく必要があります。私たちは、市民一人ひとりが互いにその人権を尊重しつつ、ともに責任を分かち合いながら、男性も女性も個性と能力を十分に発揮できる社会を作っていくことが重要です。

しかし、市民意識調査では、「社会通念や風潮の中で」及び「法律や制度の上で」の分野において、『平等になっている』（「平等になっている」と「どちらかといえば平等になっている」の合計）が『平等になっていない』（「平等になっていない」と「どちらかといえば平等になっていない」の合計）を下回る結果となりました。

社会における活動や個人の生き方が多様化する中で、男女の活動の選択に対して、性別に左右されることがなくなるよう、制度や慣行を構築することが必要であり、そのためには、固定的な役割分担意識の払しょくに向けた取組や、人権教育・啓発活動の実施等、男女共同参画社会の実現に向けた活動を推進していくことが必要です。

施策（9）男女共同参画の視点に立った教育・学習の充実

【施策の考え方】

市民意識調査では、教育分野における男女平等の意識について、前回調査よりも『平等になっている』（「平等になっている」と「どちらかといえば平等になっている」の合計）の割合が下降しました。

男女共同参画社会を実現するためには、教育や学習はその基礎となるものであり、より一層の理解を深めていくためにも、学校や社会教育の場における男女共同参画の推進が必要です。

そのため、学校教育においては、児童・生徒の発達段階に応じて、人権の尊重、男女平等や男女相互の理解と協力の重要性、家庭生活の大切さ等についての理解を図るとともに、一人ひとりが主体的に進路を選択する能力や態度が身に着けられるよう取り組むことが必要です。

また、社会教育においても、生涯を通じて、男女共同参画の意識を高める学習機会の提供や、家庭・地域生活における男女共同参画への理解が深まるよう取り組むことが必要です。

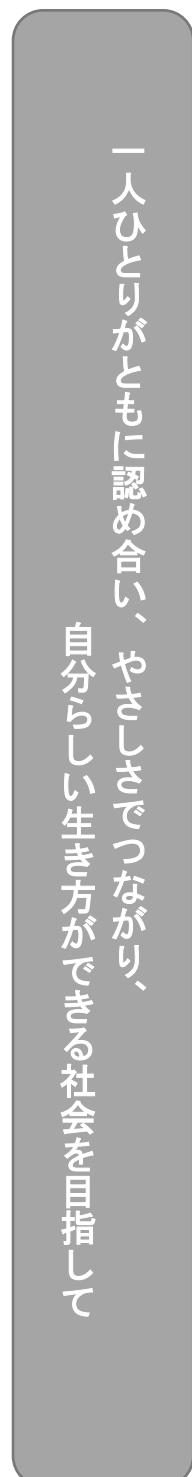
4 計画の体系

本計画における「基本理念」「基本目標」「施策」「施策の方向」の体系は、次のとおりです。

基本理念

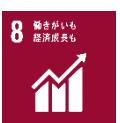
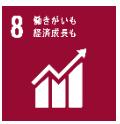
基本目標

施 策



I あらゆる分野 で誰もが活躍 できる環境づ くり	(1) ライフステージに応じた仕事と生活の調和 の推進
	(2) 働く場における男女共同参画の推進
	(3) 政策・方針決定過程における男女共同参画 の推進
II 健康で安全・ 安心に暮らせる 社会づくり	(4) あらゆる暴力の根絶
	(5) 誰もが安心して暮らせる環境づくり
	(6) 生涯を通じた男女の健康支援
III 男女共同参画 社会の実現に 向けた基盤づ くり	(7) 防災分野における男女共同参画の推進
	(8) 人権の尊重と男女共同参画への意識づくり
	(9) 男女共同参画の視点に立った教育・学習の充実

施策の方向

①子育て・介護支援の体制整備 ②ワーク・ライフ・バランスの普及促進 ③家庭や地域活動における男女共同参画の推進	 3 すべての人に 健康と福徳を 実現しよう	 5 ジェンダー平等を 実現しよう	
①雇用の分野における男女の均等な機会と待遇の確保 ②女性の起業・就業等への支援 ③農業における男女共同参画の推進	 5 ジェンダー平等を 実現しよう	 8 繁栄かいも 経済成長も	 9 産業と技術革新の 基盤をつくろう
①市の審議会等への女性参画の推進 ②女性の能力発揮への支援	 5 ジェンダー平等を 実現しよう	 8 繁栄かいも 経済成長も	 10 人や国の不平等 をなくそう

①D V等の防止と被害者への相談支援体制の強化 ②人権侵害を許さない社会環境づくり	 5 ジェンダー平等を 実現しよう	 10 人や国の不平等 をなくそう	 16 平和と公正を すべての人に
①高齢者・障がい者への生活支援 ②ひとり親家庭等への生活支援 ③外国人が安心して暮らせる環境づくり ④L G B T Q +の方々が安心して暮らせる環境づくり	 1 貧困を なくそう	 3 すべての人に 健康と福徳を 実現しよう	 5 ジェンダー平等を 実現しよう
①生涯を通じた健康づくりの推進 ②性差に応じた健康支援	 3 すべての人に 健康と福徳を 実現しよう	 5 ジェンダー平等を 実現しよう	
①男女共同参画の視点を取り入れた防災対策の推進 ②防災・消防活動における女性の活躍推進	 5 ジェンダー平等を 実現しよう	 11 住み掛けられる まちづくり	

①男女の人権尊重意識の醸成と慣行のは是正 ②男女共同参画社会の実現に向けた啓発活動の推進	 5 ジェンダー平等を 実現しよう	 10 人や国の不平等 をなくそう
①学校における人権教育や男女共同参画の啓発・推進 ②社会教育・家庭教育における男女共同参画の理解促進	 4 質の高い教育を みんなに	 5 ジェンダー平等を 実現しよう

5 指標の設定

本計画の推進に当たり、進捗状況の調査、点検及び評価を実施するため、次のとおり指標を設定するものとします。各指標の目標値については、これまでに実施した市民意識調査の結果や本市の各種計画で位置付けた指標、第5次千葉県男女共同参画計画の指標を参考に、本計画の期間である8年間で得られる成果として設定しています。

基本目標I あらゆる分野で誰もが活躍できる環境づくり

指標項目	区分	実績値 令和4年度	目標値 令和13年度
保育所等待機児童数	全体	23人	0人
「ワーク・ライフ・バランス」という言葉を知っている人の割合 (男女共同参画に関する市民意識調査)	全体	70.1%	80%
仕事と生活のバランスが図られていると感じる人の割合 (子育てアンケート)	全体	61.8%	70%
市男性職員の育児休業取得率	男性	50%	100%
家庭の中で男女の地位が平等と感じる人の割合 (男女共同参画に関する市民意識調査)	女性	54.6%	65%
	男性	73.7%	80%
地域の中で男女の地位が平等と感じる人の割合 (男女共同参画に関する市民意識調査)	女性	39.8%	45%
	男性	53.3%	60%
職場の中で男女の地位が平等と感じる人の割合 (男女共同参画に関する市民意識調査)	女性	35.1%	45%
	男性	44%	50%
男女の区別なく幅広く起用・配属している事業所の割合 (事業所アンケート)	全体	65.8%	75%
市の審議会等における女性委員の割合	女性	29.4%	35%
市女性職員の管理職への登用率	女性	12.6%	15%

基本目標Ⅱ 健康で安全・安心に暮らせる社会づくり

指標項目	区分	実績値 令和4年度	目標値 令和13年度
D V防止法という言葉を知っている人の割合 (男女共同参画に関する市民意識調査)	全体	86.7%	90%
D V経験者でどこ（だれ）かに相談した市民の割合 (男女共同参画に関する市民意識調査)	全体	24.5%	50%
「セクシュアル・マイノリティ、L G B T Q」の内容を知っている人の割合 (男女共同参画に関する市民意識調査)	全体	43.9%	55%
L G B T Q +等の方々にとって生活しやすい社会だと思う人の割合 (男女共同参画に関する市民意識調査)	全体	48.8%	30%
日常生活のなかで意識的に運動している人の割合	全体	52.8%	60%
女性災害対策コーディネーター数	女性	47人	58人

基本目標Ⅲ 男女共同参画社会の実現に向けた基盤づくり

指標項目	区分	実績値 令和4年度	目標値 令和13年度
男女の固定的性別役割分担意識を持たない人の割合 (男女共同参画に関する市民意識調査)	全体	77.9%	90%
社会通念や風潮の中で男女の地位が平等と感じる人の割合 (男女共同参画に関する市民意識調査)	女性	24.8%	30%
	男性	39.5%	45%
教育の中で男女の地位が平等と感じる人の割合 (男女共同参画に関する市民意識調査)	女性	53.1%	60%
	男性	58.4%	70%
男女共同参画社会の内容を知っている中学生の割合（中学生アンケート）	全体	8.0%	30%

第4章 施策の方向

基本目標 I

あらゆる分野で誰もが活躍できる環境づくり

施策（1）

ライフステージに応じた仕事と生活の調和の推進

施策の方向①

子育て・介護支援の体制整備

施策の方向① 子育て・介護支援の体制整備

仕事と子育ての両立支援のため、待機児童ゼロに向けて取り組むとともに、多様な保育ニーズに対応した保育を実施します。

また、安心して子育てできる環境を整備するため、(仮称)こども家庭センター等の運営による支援や関係機関等との連携を図ります。

さらに、在宅介護について介護方法や介護サービスの情報提供を行うとともに、在宅医療と介護の連携を図ります。

対応する S D G s



取組

No.	取組	取組内容
	担当課	
1	保育ニーズへの対応	国の保育料無償化や女性就業率の上昇により保育需要の増加が予測されることから、保育の適正なニーズ料を見極め、待機児童ゼロに向けて取り組みます。
	子育て支援課 保育幼稚園課	
2	一時保育・延長保育・休日保育の実施	保護者の身体的な負担軽減や就労支援のため、一時保育・延長保育及び休日保育を実施するとともに、保育ニーズに合わせ、拡充についても検討します。
	保育幼稚園課	

No.	取組	取組内容
	担当課	
3	病児保育・病後児保育の実施	病気や外傷により集団生活が困難であり、かつ、保護者が就労などやむを得ない事情で保育ができない場合に、保護者に代わって保育するため、病児保育・病後児保育を実施します。
	保育幼稚園課	
4	地域型保育の実施	保育所等入所待機児童の解消に向け、地域の様々な状況に合わせたきめ細やかな保育を実施するため、地域型保育事業を実施します。
	保育幼稚園課	
5	(仮称) こども家庭センターの運営	妊娠婦、子育て世帯、子どもからあらゆる相談について、家庭状況の把握や情報提供、相談支援を行います。妊娠届から妊娠婦支援、子育てや子どもに関する相談を受けて支援をつなぐためのサポートプランを作成し、母子保健と児童福祉が一体となって、きめ細やかな支援を行います。
	子育て支援課 健康推進課	
6	ファミリーサポートセンターの運営	地域の子育て環境の向上を図るために、育児の援助を受けたい者と行いたいものが会員となる、ファミリーサポートセンターを運営し、会員相互の援助活動を支援します。
	子育て支援課	
7	子育て支援ネットワークの推進	地域ぐるみの子育て支援を推進するため、県の関係機関や子育て支援センター、学校、子育てボランティア・NPO等との連携強化と相談体制の充実を図ります。
	子育て支援課	
8	子ども・子育て家庭交流の場支援事業の実施	安心して子育てできる環境を提供するため、子育て中の親子交流の場、地域住民との交流の場、子育てサークル・NPO等の活動の場として「そでがうらこども館」を運営します。
	保育幼稚園課	
9	地域子育て支援センター事業の推進	子育て世帯の育児支援を継続して実施するため、そでがうらこども館と私立5箇所の子育て支援センターにおいて、子育てに関する相談対応や助言・指導、情報提供、子育てサークル等を実施します。
	保育幼稚園課	

No.	取組	取組内容
	担当課	
10	放課後児童クラブの運営	安心して子育てができる環境を提供するため、市内各放課後児童クラブを運営することにより、放課後等に就労等の理由により保護者がいない児童に対し、適切な遊びと生活の場を提供し、児童の健全な育成を図ります。
	子育て支援課	
11	在宅介護における支援の体制強化	家族介護教室、認知症家族のつどいなど、在宅で介護する家族への身体的・精神的負担を軽減するための取組を実施します。
	高齢者支援課	
12	在宅医療と介護の連携の推進	在宅医療と介護の連携を図るため、多職種連携や相談支援体制の整備を行います。
	高齢者支援課	

基本目標Ⅰ

あらゆる分野で誰もが活躍できる環境づくり

施策(1)

ライフステージに応じた仕事と生活の調和の推進

施策の方向②

ワーク・ライフ・バランスの普及促進

施策の方向② ワーク・ライフ・バランスの普及促進

男女がともに育児や介護をしながら働き続けることができる雇用環境を整備するため、育児・介護休業法の制度の普及に向けた周知等を行います。

また、一人ひとりが望むワーク・ライフ・バランスが保てるよう、働き方の見直しや育児休業等の取得率の向上など、ワーク・ライフ・バランスの普及促進に向けた情報提供や啓発活動を行います。

対応するSDGs



取組

No.	取組	取組内容
	担当課	
13	育児休業・介護休業制度の活用の促進	市男性職員の育児休業の取得及び職員の介護休暇等の取得を促進するため、制度の周知と意識啓発を行います。
	職員課	
14	育児・介護休業法の制度の周知	育児・介護休業法の制度の普及促進を図るため、事業者等に対し、広報紙やホームページによる情報提供及びパンフレットの配布等により周知を図ります。
	商工観光課	
15	ワーク・ライフ・バランスの普及促進	働き方の見直しとワーク・ライフ・バランスの意識啓発を図るため、講座等の開催及び情報誌の発行等による啓発活動に取り組みます。
	市民協働推進課	

No.	取組	取組内容
	担当課	
16	市職員に対するワーク・ライフ・バランスの普及促進	市職員の働き方の見直しと、ワーク・ライフ・バランスの普及促進を図るため、時間外勤務の削減、ノー残業デーの徹底、有給休暇の取得率の向上及び職場内の意識改革を進めます。
	職員課	
17	ワーク・ライフ・バランスの普及促進に向けた情報提供	ワーク・ライフ・バランスの普及促進を図るため、事業者等に対し、広報誌やホームページによる情報提供及びパンフレットの配布等により周知を図ります。
	商工観光課	

基本目標Ⅰ

あらゆる分野で誰もが活躍できる環境づくり

施策(1)

ライフステージに応じた仕事と生活の調和の推進

施策の方向③

家庭や地域活動における男女共同参画の推進

施策の方向③ 家庭や地域活動における男女共同参画の推進

男性の家庭生活への参画を推進するとともに、男女が協力して子育てをし、望ましい親子関係や充実した家庭生活が送れるよう支援します。

また、地域に根ざした男女共同参画を推進するため、女性や高齢者等の地域活動への参画支援や、地域づくりを担う人材の育成に取り組みます。

対応するSDGs



取組

No.	取組	取組内容
	担当課	
18	男性の子育て・介護の参画促進	男性の子育てや介護への参画を促進するため、講座等を開催し、意識啓発を図ります。
	市民協働推進課	
19	プレ・ママパパ教室（両親学級）の開催	初めて出産を迎える夫婦を対象に、出産や育児に関する理解を深めてもらうため、講座等を開催します。
	健康推進課	
20	ブックスタート事業の実施	家庭における読書活動を推進するため、市内在住の乳幼児とその保護者に「絵本の読み聞かせ」と「絵本」をプレゼントするブックスタートを、図書館ボランティアとの協働により実施します。
	図書館	

No.	取組	取組内容
	担当課	
21	子どもの健全育成の推進	子どもの社会性、協調性を養い、健やかな成長を育むため、青少年相談員等の活動を支援することにより、多くの親子が参加できるふれあいの場を提供します。
	生涯学習課	
22	親子で参加できる講座・イベントの開催	親子が触れ合える場を提供するため、親子で参加できる講座やイベントを開催します。
	公民館・市民会館	
23	家庭教育学級の開催	同年代の子どもを持つ保護者の交流を支援するため、地域の社会教育施設を中心に、年齢別の家庭教育学級を開催します。
	公民館・市民会館	
24	地域コミュニティへの女性の参画促進	区等自治会内における意思決定過程への女性参画を促進するため、男女共同参画に関するセミナーの開催や他自治体の事例の紹介を行うなどの啓発活動を行います。
	市民協働推進課	
25	人材の把握と活用の推進	地域活動における男女共同参画の推進を図るため、地域づくりの担い手となる人材の把握と活用に努めます。
	市民協働推進課 公民館・市民会館	
26	ボランティアコーディネートの実施	性別に関わらず地域活動に参加できるよう、ボランティア活動の周知及びボランティア登録者の促進に努めます。
	地域福祉課	
27	生涯学習ボランティアの養成と活動の推進	性別に関わらず地域活動に参加できるよう、ボランティア活動の周知及びボランティア登録者の促進に努めます。
	生涯学習課	

基本目標Ⅰ

あらゆる分野で誰もが活躍できる環境づくり

施策(2)

働く場における男女共同参画の推進

施策の方向①

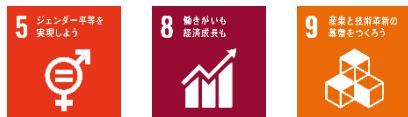
雇用の分野における男女の均等な機会と待遇の確保

施策の方向① 雇用の分野における男女の均等な機会と待遇の確保

男女がともに、その持てる能力を十分に発揮できるよう、雇用環境の整備に向けた啓発活動を実施します。

また、労働の場における男女共同参画を推進するため、仕事と家庭の両立支援や女性の登用、ワーク・ライフ・バランスの普及促進などについて、積極席に取り組んでいる優良事業所を紹介し、男女共同参画に取り組む事業所を増やしていきます。

対応するSDGs



取組

No.	取組	取組内容
	担当課	
28	男女雇用機会均等法の制度の周知	雇用の分野での男女の均等な機会及び待遇の確保促進を図るため、事業者などに対し、広報紙やホームページによる情報提供及びパンフレットの配布等により周知を図ります。
	商工観光課	
29	就業環境に関する情報の提供	就業に関する理解促進を図るほか、法令や制度改革などの情報について、事業者等に対し、広報紙やホームページによる情報提供及びパンフレットの配布等により周知を図ります。
	商工観光課	
30	表彰等を受けた優れた事業所の取組に関する情報提供	男女共同参画の推進に取り組む事業所を増やしていくため、男女共同参画に関して優れた取組を行っている事業所に対し、県の事業所表彰などを始めとした表彰への推薦を行うとともに、その取組について紹介します。
	市民協働推進課	

基本目標Ⅰ

あらゆる分野で誰もが活躍できる環境づくり

施策(2)

働く場における男女共同参画の推進

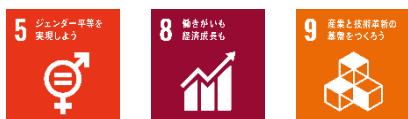
施策の方向②

女性の起業・就業等への支援

施策の方向② 女性の起業・就業等への支援

商工団体女性部の活動に対する支援を行うとともに、家庭と仕事の両立や多様な働き方ができるよう、関係機関と連携し、企業・創業に対する支援や再就職支援を行います。

対応する S D G s



取組

No.	取組	取組内容
	担当課	
31	商工団体女性部活動への支援	女性の活躍を推進するため、商工団体女性部の活動や研修等の実施に対し、補助金を交付して支援します。
	商工観光課	
32	起業・創業支援制度の周知	経営者（創業希望者）を育成するため、創業担当窓口を設置し、各関係機関と連携・協力し、相談者のニーズに対応することで、多様な働き方ができるように支援します。（男性も対象の制度）
	商工観光課	
33	再就職の支援	あらゆる世代の能力と意欲を生かすため、千葉県ジョブサポートセンターなど各関係機関と連携して、再就職支援セミナー等を開催するなど、多様な働き方ができるように支援します。
	商工観光課	

基本目標Ⅰ

あらゆる分野で誰もが活躍できる環境づくり

施策(2)

働く場における男女共同参画の推進

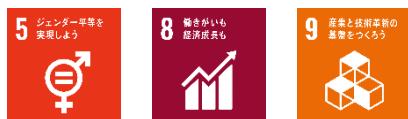
施策の方向③

農業における男女共同参画の推進

施策の方向③ 農業における男女共同参画の推進

農業分野において、女性が男性の対等なパートナーとして経営等に参画できるよう支援を行います。

対応するSDGs



取組

No.	取組	取組内容
	担当課	
34	家族経営協定の締結の推進	男女がともに意欲的に農業経営に参画する環境を整備するため、家族経営協定締結を推進します。
	農林振興課	
35	新規就農者への支援	男女がともに主体的に農業経営を行えるよう、新規就農者に対し、専門技術と経営知識の習得を支援するため、県経営体育成セミナーの受講補助等の支援を行います。
	農林振興課	

基本目標Ⅰ

あらゆる分野で誰もが活躍できる環境づくり

施策(3)

政策・方針決定過程における男女共同参画の推進

施策の方向①

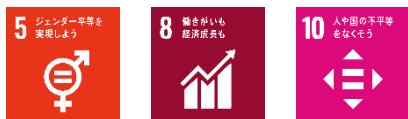
市の審議会等への女性参画の推進

施策の方向① 市の審議会等への女性参画の推進

男女が対等な立場で、政策・方針等の決定過程に参画する機会を確保するために、市の審議会等委員の委嘱に際し、女性委員の選出を積極的に検討するなど、女性登用の推進を図ります。

また、政治分野における男女共同参画の推進に向けて、周知・啓発を行います。

対応するSDGs



取組

No.	取組	取組内容
	担当課	
36	審議会等への女性の登用率の向上	審議会等における女性登用率の向上に向けて、女性の登用を推進します。
	職員課	
37	政治への関心を高めるための啓発活動の実施	性別にかかわらず、政治分野への関心を高めるため、選挙に関する啓発活動を行います。
	選挙管理委員会	

基本目標Ⅰ

あらゆる分野で誰もが活躍できる環境づくり

施策(3)

政策・方針決定過程における男女共同参画の推進

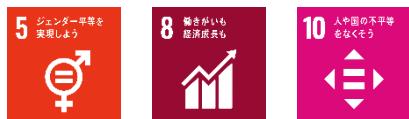
施策の方向②

女性の能力発揮への支援

施策の方向② 女性の能力発揮への支援

女性職員の研修等への派遣による、意識改革や能力育成に向けたキャリアアップの形成を図るとともに、職員の能力と適正に応じた、男女区別のない管理職の登用を推進します。

対応するSDGs



取組

No.	取組	取組内容
	担当課	
38	市女性職員のキャリア形成 職員課	市女性職員の管理職等への登用を推進するため、女性職員を指導者養成研修等に派遣するとともに、女性職員のキャリアアップを図ります。

基本目標Ⅱ

健康で安全・安心
に暮らせる社会づ
くり

施策（4）

あらゆる暴力の根
絶

施策の方向①

DV等の防止と被
害者への相談支援
体制の強化

施策の方向① DV等の防止と被害者への相談支援体制の強化

すべての市民が安全で安心して暮らせるよう、DVや虐待を許さない社会をつくるため、様々な形で存在しうる暴力についての理解を深め、予防啓発の拡充に努めます。

また、被害者が相談しやすい体制づくりを通して、被害の潜在化を防止するとともに、関係機関との連携を強化して、被害者に対する効果的な対応及び支援等を行います。

対応するSDGs



取組

No.	取組	取組内容
	担当課	
39	人権擁護委員等による相談所の開設	全ての人々の人権を守るために、人権相談や法律相談等を行うとともに、人権侵害等があった場合は、関係機関と連携して、被害者救済のための適切な対応を行います。
	市民協働推進課	
40	女性の人権等相談窓口の周知	女性が抱えている悩みを解決するため、広報紙やホームページ等で相談窓口を周知するとともに、女性サポートセンター等の周知カードを窓口等に設置して周知を図ります。
	市民協働推進課	
41	DVの防止のための啓発活動の実施	DVの根絶に向けて、男女間のあらゆる暴力が犯罪であることの認識と理解を深めるため、広報・啓発活動を実施します。
	子育て支援課	

No.	取組	取組内容
	担当課	
42	DV被害者に対する相談支援体制の強化	DV被害者に対し、相談窓口を周知するとともに、専門職員による相談を行うことにより、被害者の自立支援等のために適切な方策が講じられるよう、関係機関と連携して、厳正かつ適切な対処を実施します。
	子育て支援課	
43	児童虐待の防止と迅速な対応	児童虐待の防止や通報義務についての普及啓発を行うとともに、児童虐待の未然防止から早期発見、早期対応、支援まで切れ目ない取組を行います。
	子育て支援課	
44	高齢者虐待の防止と迅速な対応	高齢者虐待の防止や通報義務についての普及啓発を行うとともに、被虐待者の早期発見及び被虐待者や擁護者への支援等、迅速な対応を行います。
	高齢者支援課	
45	障がい者虐待の防止と迅速な対応	障がい者虐待の防止や通報義務についての普及啓発を行うとともに、被虐待者の早期発見及び被虐待者や擁護者への支援等、迅速な対応を行います。
	障がい者支援課	

基本目標Ⅱ

健康で安全・安心
に暮らせる社会づ
くり

施策（4）

あらゆる暴力の根
絶

施策の方向②

人権侵害を許さな
い社会環境づくり

施策の方向② 人権侵害を許さない社会環境づくり

ハラスメントに関する認識を深めるとともに、被害防止のための情報提供や意識啓発等の啓発活動に取り組みます。

対応する S D G s



取 組

No.	取組 担当課	取組内容
46	職場におけるハラスメントの防止に向けた啓発活動の実施	市職員のハラスメントの防止に向けた理解と知識を深めるため、情報提供や研修を実施するとともに、相談しやすい環境の整備に努めます。
	職員課	
47	ハラスメント防止に向けた啓発活動の実施	ハラスメントを防止するため、人権擁護委員と協力しながら、講座の開催や情報誌等による啓発活動を実施します。
	市民協働推進課	

基本目標Ⅱ

健康で安全・安心
に暮らせる社会づ
くり

施策（5）

誰もが安心して暮
らせる環境づくり

施策の方向①

高齢者・障がい者
への生活支援

施策の方向① 高齢者・障がい者への生活支援

高齢者や障がいのある人が地域で安心して暮らせるよう、相談事業や見守り等に
に関する支援を行います。

対応する S D G s



取組

No.	取組	取組内容
	担当課	
48	相談事業の充実	各種相談や援護活動などの地域における福祉サービスの充実を図るため、社会福祉協議会に対する支援を行います。
	地域福祉課	
49	高齢者の相談窓口の開設と適切な対応、支援の強化	高齢者を支援するため、相談窓口について、周知を図るとともに、相談内容に応じた適切な対応を行います。
	高齢者支援課	
50	高齢者見守りネットワーク事業の推進	高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、協定を締結した協力事業者・関係団体等によるネットワークにより、さりげない見守り活動を行います。
	高齢者支援課	

No.	取組	取組内容
	担当課	
51	高齢者と子や孫の同居支援	高齢者の孤立を防ぐため、離れて暮らしていた高齢者とその子等が、同居又は近隣へ転居することを支援します。
	高齢者支援課	
52	障がい者支援制度等の周知	障がい者支援制度の理解促進を図るため、広報紙やホームページ等を活用し制度を周知するとともに、障がいをお持ちの方やそのご家族等からの相談に対応します。また、「障がい福祉のしおり」や相談支援事業所の一覧を作成し、配布します。
	障がい支援課	

基本目標Ⅱ

健康で安全・安心
に暮らせる社会づ
くり

施策（5）

誰もが安心して暮
らせる環境づくり

施策の方向②

ひとり親家庭等へ
の生活支援

施策の方向② ひとり親家庭等への生活支援

ひとり親家庭等の状況に応じた相談に対応するとともに、経済的支援の実施や就業を促進する支援を行います。

対応する S D G s



取組

No.	取組	取組内容
	担当課	
53	ひとり親家庭等への生活支援	ひとり親家庭等に対する自立を支援するため、児童扶養手当の支給や医療費助成を行います。また、母子・父子自立支援員によるひとり親家庭の自立支援に関する相談を、窓口等で実施します。
	子育て支援課	
54	ひとり親家庭等への能力開発支援等の周知	ひとり親家庭等に対する自立を支援するため、教育訓練給付金及び高等職業訓練促進給付金を支給する事業についての周知を行います。
	子育て支援課	

基本目標Ⅱ

健康で安全・安心
に暮らせる社会づ
くり

施策（5）

誰もが安心して暮
らせる環境づくり

施策の方向③

外国人が安心して
暮らせる環境づく
り

施策の方向③ 外国人が安心して暮らせる環境づくり

外国人が言語や文化等の違いにより孤立することなく、安心して生活ができるよう、日本語教室の開催、関係機関と連携した情報提供等を行います。

また、市民レベルの異文化交流を推進するため、袖ヶ浦市国際交流協会等の活動を支援します。

対応する S D G s



取組

No.	取組	取組内容
	担当課	
55	外国人への日本語教室の開催及び相談対応	在住外国人が誤解される、又は不安を抱くことなく、安心して暮らしていくよう、日本語教室を開催するとともに、関係機関と連携し、情報の提供や相談に対応します。
	市民協働推進課	
56	国際交流事業の促進	市民レベルで異文化交流を積極的に推進するため、袖ヶ浦市国際交流協会等の活動を支援し、在住外国人との交流及び活動を行います。
	市民協働推進課	

基本目標Ⅱ

健康で安全・安心
に暮らせる社会づ
くり

施策（5）

誰もが安心して暮
らせる環境づくり

施策の方向④

L G B T Q + の
方々が安心して暮
らせる環境づくり

施策の方向③ L G B T Q + の方々が安心して暮らせる環境づくり

L G B T Q + （性的少数者）の方々も、自らの個性を生かし、生き生きとした生
活を送れるよう、L G B T Q + に関する理解を深める取組を行います。

対応する S D G s



取 組

No.	取組	取組内容
	担当課	
57	L G B T Q + （性的 少数者）への理解促 進	市民がL G B T Q + （性的少数者）に関する理解を深めていくことで、当事者が偏見や差別を受けることなく、自分らしく生活できるよう、啓発活動等に取り組んでいきます。
	市民協働推進課	
58	パートナーシップ・ ファミリーシップ届 出制度の運用	L G B T Q + （性的少数者）の方々が抱える「生きづらさ」を解消するとともに、地域等における社会的配慮を受けやすくなるため、制度の導入及び当事者の方々に配慮した運用を行います。
	市民協働推進課	

基本目標Ⅱ

健康で安全・安心
に暮らせる社会づ
くり

施策（6）

生涯を通じた男女
の健康支援

施策の方向①

生涯を通じた健康
づくりの推進

施策の方向① 生涯を通じた健康づくりの推進

生涯を見通した健康な体づくりには、生活習慣や運動習慣等の問題が密接に関連していることから、一人ひとりが個人に合った健康づくりに取り組めるよう支援します。

また、スポーツに親しみ、健康で活力ある生活が遅れるよう、スポーツイベントの開催や、地域に密着したスポーツクラブの振興を図ります。

対応する S D G s



取 組

No.	取組	取組内容
	担当課	
59	健康支援の充実	生涯を通じた健康づくりを支援するため、健康相談・講演会等を開催します。
	健康推進課	
60	袖ヶ浦健康づくり支援センターの活用	市民の健康維持・増進を図るため、袖ヶ浦健康づくり支援センターにおいて、各種運動教室や運動支援・健康相談等の効率的な保健事業を実施します。
	健康推進課	
61	運動教室及びスポーツイベントの開催	市民の健全なる心身の発達のため、スポーツの普及及び発展を図るとともに、明るく健康的な生活の形成に寄与するため、体育施設の利用促進を図ります。
	スポーツ振興課	

No.	取組	取組内容
	担当課	
62	スポーツ・レクリエーション行事等の充実	地域スポーツの振興を図るため、総合運動場や臨海スポーツセンター等を活用しながら、総合型地域スポーツクラブ等各団体が行うスポーツ・レクリエーション活動を支援します。
	スポーツ振興課	

基本目標Ⅱ

健康で安全・安心
に暮らせる社会づ
くり

施策(6)

生涯を通じた男女
の健康支援

施策の方向②

性差に応じた健康
支援

施策の方向② 性差に応じた健康支援

男女が互いの身体的性差を理解し合いながら、心身及びその健康について正確な知識や情報が得られるよう、性差に応じた健康相談や健康診査等を実施します。

対応する S D G s



取組

No.	取組	取組内容
	担当課	
63	妊婦・乳幼児健康診査等の充実	安心して妊娠期から子育て期までを過ごせるよう、妊娠・出産・子育てに関する様々な相談に応じ、支援します。
	健康推進課	
64	各種健康診査及び各種がん検診の受診促進	各種の健康診査及び各種がん検診事業の受診率を高めるため、各検診事業の周知を行います。
	健康推進課	
65	介護予防教室の開催	高齢者が地域で自立した生活を送ることができるよう、予防介護に関する普及啓発や活動の支援を行います。
	高齢者支援課	

基本目標Ⅱ

健康で安全・安心
に暮らせる社会づ
くり

施策(7)

防災分野における
男女共同参画の推
進

施策の方向①

男女共同参画の視
点を取り入れた防
災対策の推進

施策の方向① 男女共同参画の視点を取り入れた防災対策の推進

地域における多様な生活支援のニーズに対応するため、防災会議や防災の現場における女性参画の推進に努めるとともに、男女共同参画の視点を取り入れた防災対策の推進や防災意識の向上に取り組みます。

また、避難所においても、男女共同参画の視点に立った運営ができるよう、周知・訓練に取り組みます。

対応する S D G s



取 組

No.	取組 担当課	取組内容
66	男女共同参画の視点 に立った防災対策の 取組	男女共同参画の視点に立った防災対策に取り組むため、防災会議への女性参画の推進や女性災害対策コーディネーターの育成促進等を行います。
	防災安全課	
67	男女共同参画の視点 に立った避難所の運 営	男女共同参画の視点に立った避難所の運営を行うため、市避難所運営マニュアルに基づき、「避難所に関する防災ブックレット」等を活用した周知・訓練を行うとともに、備蓄品等の整備を行います。
	防災安全課	

基本目標Ⅱ

健康で安全・安心
に暮らせる社会づ
くり

施策(7)

防災分野における
男女共同参画の推
進

施策の方向②

防災・消防活動に
おける女性の活躍
推進

施策の方向② 防災・消防活動における女性の活躍推進

平常時から男女共同参画の視点に立った防災体制づくりを行うため、女性消防団への入団促進に努め、防災・消防活動における女性の活躍を推進します。

対応する S D G s



取組

No.	取組	取組内容
	担当課	
68	地域消防活動への女 性活躍の推進	女性の視点を生かした防火・防災活動を推進するた め、女性消防団員の入団を促進し、女性消防団員に による防災、防火、救急等に関する広報及び指導を行 います。
	消防総務課	

基本目標Ⅲ

男女共同参画社会
の実現に向けた基
盤づくり

施策（8）

人権の尊重と男女
共同参画への意識
づくり

施策の方向①

男女の人権尊重意
識の醸成と慣行の
是正

施策の方向① 男女の人権尊重意識の醸成と慣行のは是正

男女共同参画社会の形成に向けて、男女平等の意識を高めるため、人権擁護委員と連携した啓発活動を実施します。

また、性別による固定的役割分担意識や偏見等の払しょくにより、男女共同参画の推進につながることから、男性や次世代を担う若年層などを含め、あらゆる人が男女共同参画の必要性を共感できるよう、啓発活動を行います。

対応する S D G s



取 組

No.	取組 担当課	取組内容
		人権尊重の意識づくり
69	市民協働推進課	市民の人権に対する意識を醸成するため、人権擁護委員と連携を図りながら、人権教室や講話などの啓発活動を実施します。
	固定的役割分担意識 の払しょくに向けた 取組	家事や育児の役割分担を見直すなど、男女の固定的な役割分担意識の払しょくを進めるため、男女共同参画推進員による広報・啓発活動を行います。
70	市民協働推進課	

基本目標Ⅲ

男女共同参画社会
の実現に向けた基
盤づくり

施策（8）

人権の尊重と男女
共同参画への意識
づくり

施策の方向②

男女共同参画社会
の実現に向けた啓
発活動の推進

施策の方向② 男女共同参画社会の実現に向けた啓発活動の推進

あらゆる人々に男女共同参画の意義についての理解が深まるよう、広報紙等を活用した情報提供や、セミナーを開催するなど、啓発活動を行います。

対応する S D G s



取 組

No.	取組	取組内容
	担当課	
71	広報紙等を活用した 情報の発信	男女共同参画意識の醸成のため、広報紙、ホームページ及び情報誌などを活用し、男女共同参画の推進に関する情報を発信します。
	市民協働推進課	
72	男女共同参画推進の ための情報収集及び 活用	本市の男女共同参画の施策に反映させるため、千葉県及び他市町の会議や活動への参加並びに男女共同参画推進員の視察研修等を実施することにより、先進事例等の情報を収集します。
	市民協働推進課	
73	市職員に対する研修 の実施	男女共同参画の理解と認識を高めるため、市職員に対する研修を実施し、意識の向上を図ります。
	職員課	

No.	取組	取組内容
	担当課	
74	男女共同参画への理解を深めるセミナー等の開催	男女共同参画への理解と意識醸成のため、セミナー等を開催し、意識の向上を図ります。
	市民協働推進課	
75	男女共同参画に関する図書の充実	男女共同参画に対する理解を深めるため、関連図書を整備するとともに、「おすすめ図書リスト」を作成し、リストの配布やホームページの公開を通じて市民に周知します。
	図書館	

基本目標Ⅲ

男女共同参画社会
の実現に向けた基
盤づくり

施策（9）

男女共同参画の視点
に立った教育・学習
の充実

施策の方向①

学校における人権
教育や男女共同参
画の啓発・推進

施策の方向① 学校教育における人権教育や男女共同参画の啓発・推進

児童・生徒の発達段階に応じた学習指導を行い、学校教育全体を通じて、人権の尊重や、男女の平等、男女が共同して社会参画することの重要性について指導します。

また、教育において人権意識等の向上を図るため、教職員研修等の充実を図ります。

対応する S D G s



取 組

No.	取組	取組内容
	担当課	
76	人権の尊重と男女共同参画に関する教育の充実	児童や生徒に対し、男女が互いの性を尊重し、自分や相手の存在を大切に思えるよう、発達段階に応じて人権や男女共同参画に関する教育を実施します。
	学校教育課	
77	「生きる力」を育てる進路指導の実施	様々な体験学習を通して、児童・生徒一人ひとりが将来に希望や目標を持ち、自分の意思と個性を尊重して主体的に進路選択ができるよう、男女共同参画の視点に立った適切な進路指導を行います。
	学校教育課	
78	教職員研修の充実	男女共同参画や人権（L G B T Q +を含む）に関する理解を深めるため、各学校における校内研修を計画的に実施します。
	学校教育課	

No.	取組	取組内容
	担当課	
79	家庭・地域と連携した男女共同参画意識の啓発	より良い子育てについて考えを深める機会とするため、学級学年懇談会、学校・PTA主催での講演会等を実施するとともに、パンフレット等を配布して一層の意識啓発を図ります。
	学校教育課	
80	メディア・リテラシーを高める教育の推進	情報社会の中で適切な考え方や行動ができるようになるため、小・中学校において、携帯電話やコンピューターを利用した情報の扱い方など、発達段階に応じた学習の機会を設けます。
	学校教育課	

基本目標Ⅲ

男女共同参画社会
の実現に向けた基
盤づくり

施策（9）

男女共同参画の視点
に立った教育・学習
の充実

施策の方向②

社会教育・家庭教育
における男女共
同参画の理解促進

施策の方向② 社会教育・家庭教育における男女共同参画の理解促進

社会教育や家庭教育を通じて、男女共同参画への理解が深められるよう、講座やセミナー等を開催します。

対応する S D G s



取組

No.	取組 担当課	取組内容
81	生涯学習講座等の開催	市民ニーズを把握し、生涯にわたる学びの場を提供するため、男女共同参画の視点も踏まえた生涯学習講座を開催します。
	生涯学習課	
82	男女共同参画への理解を深める講座等の開催	男女共同参画への理解を深めるため、各種学級やセミナー等社会教育の場においても、男女共同参画をテーマとした講座において開催します。
	公民館・市民会館	

第5章 計画の推進体制

男女共同参画社会を実現するためには、社会的背景や課題を認識したうえで、全ての分野において総合的、計画的に施策を推進することが必要です。

また、行政だけではなく、事業所等や関係機関、なにより市民一人ひとりが、本計画の目的を理解し、取り組んでいくことが必要です。

男女共同参画に関する施策の着実な推進に当たり、引き続きその基盤となる推進体制を整えます。

1 庁内推進体制の充実

本計画を総合的に推進するため、庁内に設置した袖ヶ浦市男女共同参画庁内連絡会議において、計画の推進、施策の調査研究等に取り組むとともに、事業の進捗状況について定期的に点検・調査し、改善の要否を検討するなどの進行管理を適切に行います。

また、袖ヶ浦市男女共同参画会議からの意見等を取り入れながら、男女共同参画社会の実現に向けて、計画の推進に取り組みます。

2 市民との連携

市民が家庭や地域、職場等で、男女共同参画社会の実現に向けた主体的な行動をとることができるようにするため、袖ヶ浦市男女共同参画推進員や市民活動団体、企業等と連携して、理解や協力を深める取組を展開します。

3 国・県等関係機関との連携

国や千葉県の男女共同参画に関する施策・動向について情報を収集するとともに、広報・啓発活動や事業協力等により、国・県等関係機関との連携に努めます。

4 情報提供の充実

男女共同参画社会の実現に向けて、市民の理解と協力を深めるため、広報紙、ホームページ及び情報誌「パートナー」等を活用し、計画の進捗や袖ヶ浦市男女共同参画推進員の活動状況など、様々な情報を提供していきます。

5 計画の進行管理

袖ヶ浦市男女共同参画庁内連絡会議を中心に、全庁的な情報の共有と連携を進めるとともに、毎年度、事業の実施状況や活動指標の達成度を把握し、評価を行います。

また、袖ヶ浦市男女共同参画会議においても、年度ごとの進捗状況を点検、評価を行い、意見を聴きながら、適正な進行管理を行うとともに、その意見を各取組へ反映するよう努めます。

袖ヶ浦市パートナーシップ・ファミリーシップ届出制度（案）の概要について

1 目的

この制度は、互いを人生のパートナーとする2人がパートナーシップを届け出たこと及びその子や親等を家族として届け出たことを市が証明することにより、法的な効果は生じないものの、2人及びその子や親等が様々なサービスや社会的配慮を受けやすくするものであり、これにより、性別等にかかわらず、すべての人権が尊重され、一人ひとりが自分らしく生きることができる社会の実現を目指すものです。

2 パートナーシップとは

互いを人生のパートナーとし、日常生活において互いに協力し合うことを約束した双方に係る社会生活関係をいいます。

3 ファミリーシップとは

パートナーシップ関係にある双方又は一方に子若しくは親その他市長が認める者（以下「子又は親等」という。）がおり、かつ、当該子又は親等を家族とすることを双方が約束したときは、当該子又は親等をも含む社会生活関係をいいます。

4 対象者

(1) パートナーシップの届出を希望する方

- ・成年であること
- ・市内在住又は市内への転入を予定していること
- ・配偶者がいないこと、当事者以外の者とのパートナーシップがないこと
- ・近親者でないこと（養子縁組による養親子の関係にあり、かつ、同性間でパートナーシップの関係にある場合を除く。）

(2) ファミリーシップの届出を希望する方

- ・パートナーの一方の子又は親等であること。ただし、親又は満15歳以上の子の場合は本人の同意が必要となります。

5 必要書類

- ・住民票の写し等、現住所を確認できるもの
- ・戸籍謄本等、独身であることがわかるものほか

6 交付する書類

- ・パートナーシップ届出証明書
- ・パートナーシップ届出証明カード

7 その他

- ・届出を行うことができる者は、同性のパートナーに限定しません。
- ・通称名を使用することができます。
- ・市は、届出及び証明書の趣旨を理解し適切に取り扱います。
- ・市は、パートナーシップ・ファミリーシップの届出及び市が交付した証明書の趣旨が適切に理解され、公平かつ適切な対応が行われるよう、市民や事業者への周知啓発に努めることとします。
- ・制度実施に伴う市の具体的なサービスは、ホームページ等で隨時公表します。

8 本制度における提供サービス

(1) 本市において提供可能と考えられるサービス

提供の可能性のある取組	担当課
市職員の休暇制度の利用	職員課
母子健康手帳の交付	健康推進課
り災証明書の交付申請・受領	地域福祉課
要介護認定に係る申請・届出	介護保険課
要介護認定等に係る個人情報提供の申出	介護保険課
介護保険制度における障害者控除対象者認定の申請	介護保険課
市営住宅の申込	都市整備課
救急搬送証明の代理申請	中央消防署

※提供の可能性について現在担当課と調整中

(2) 木更津市における提供サービス

- ・市営住宅の入居申込における同居が可能な親族と同様の取扱い
- ・り災証明書、り災届出証明書の発行
- ・木更津市職員の休暇制度の利用

(3) 事業所等における対応サービス例

①一般社団法人 Famiee (ファミー)

住んでいる自治体に関わらず家族関係証明書を取得・利用できるサービスを運営している法人であり、利用可能事業者として登録した企業・自治体等において、Famiee が発行するパートナーシップ証明書を提示することにより、住所に関わらず企業・自治体等が実施するサービスを受けることができます。

※現在は、同性カップル向けの証明書のみ発行可能

※県内自治体では、市川市・木更津市等が登録済

②民間事業者《一般社団法人 Famiee 登録事業者から抜粋》

【社会福祉法人 仁生社 江戸川病院 (医療機関)】

以下の内容で、パートナーが家族として行うことができるようになります。

- ・インフォームドコンセントへの同席
- ・ICU (集中治療室) への入室
- ・手術及び輸血等に係る同意書へのサイン

【アクサ生命保険株式会社 (金融機関)】

Famiee 発行のパートナーシップ証明書を提出することにより、保険金等の受取人指定における関係確認書類とすることができます。